

参議院社会労働委員会会議録第四号

昭和三十三年二月十九日(火曜日)

午前十時二十四分開会

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

出席者は左の通り。

委員長 加瀬 完君
理事 鹿島 俊雄君
高野 一夫君
藤田藤太郎君

委員

紅露 みつ君
竹中 恒夫君
九茂 重貞君
山本 杉君
杉山善太郎君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君
小平 芳平君
林 塩君

国務大臣

厚生 大臣 西村 英一君

政府委員

厚生政務次官 渡海元三郎君
厚生大臣官房長 熊崎 正夫君
厚生大臣官 今村 謙君
厚生省環境 五十嵐義明君
衛生局長 尾崎 嘉篤君
厚生省医務局長 小山進次郎君
厚生省保険局長 山本 正淑君
厚生省年金局長 高田 浩運君
社会保険庁長官 竹下 精紀君
社会保険庁医 療保険部長 大崎 康君
社会保険庁年 金保険部長

本日の会議に付した案件
○社会保険制度に関する調査
(水俣病対策に関する件)
(昭和三十三年年度厚生省関係予算に
関する件)
(看護制度の現状に関する件)
(社会保険病院経営の実情に関する
件)

○委員長(加瀬完君) ただいまより社
会労働委員会を開会いたします。
社会保険制度に関する調査の一環と
して、厚生省関係予算及び一般厚生行
政に関する件を議題といたします。
質疑のおありの方は、順次御発言を
願います。

○藤田藤太郎君 水俣病の問題につ
いて御質問を申し上げます。
二月十八日、きのうの朝日新聞に、
今までわれわれが頭を悩ましておりま
した水俣病というのが、熊本大学の入
鹿山教授の発表で、水俣工場の泥の中
からメチル水銀化合物を検出した、で
あるから、水俣病の原因というのは、
やはりその有機水銀の廃液が問題だと
いうことを、大きく見出しできのうの
新聞に出しているわけです。私は、この
水俣病というのについては、いろいろ
と今日まで心配して参りました。昨年
の十月に現地へ参りまして、これはま
あ目的が違ひまして、争議の調査を中

心にして参ったわけでありまして、
この問題に触れなかつた。ただ、水俣
病を非公式に聞いたところによると、
水俣病は減るどころか、ふえているん
だというお話を私は耳にはさんでお
いて、非常に心配をいたしました。先日
も局長に、こういう次第だから、よく
調べておいてもらいたい、まあ公式か
非公式か、とにかくこの病気がなくな
ることが、また、予防ができることが
いいことなんだからとお願いし
ておいた。ところが、きのうの新聞にこ
ういう工合にでかかると出るというこ
とになると、私は、この水俣病は問題
だと思つたわけです。それで、厚生省と
しては、この記事を含めて、現状をど
う把握しておられるか、お聞きしたい
と思つたんです。

○政府委員(五十嵐義明君) 昨日の新
聞に「廃液」というような見出しで、
工場の泥から水銀の化合物が発見され
たというような報道がありました。この
点につきましては、ただいま実は熊本県
を通じて、当該の大学並びに市のほう
に照会中でございますが、ただいまま
まわかりましたところでは、この入鹿
山教授が学内の抄読会と申しまして、
学者の研究の内輪の会合でございます
が、その際に話をした内容が新聞に
取り上げられたと、こういうふうに伝
わっております。その内容の詳細につ
きましては、ただいま照会中でござ
いますので、この席では申し上げる内
容がないわけでございますが、患者が
ふえているかどうか、そういうこと

について厚生省はどういうふうな実情
を把握しているかということござい
ますが、お手元に資料を提出いたして
おきましたので、その資料につきまし
て御説明を申し上げます。最初お話を
申し上げたいと存じます。
最初お話を申し上げたいのでござ
います。一点だけミス・プリントが
ございましたので、その点を訂正させ
ていただきます。資料の一番左側の
上「水俣病」と書きまして、カッコして
四十才から六十才までは三十人、零才
から九才までは二十四人、その他三十
五人と書いてございまして、その二十
四人が二十三人の間違ひでございま
すので、その点を訂正させていただきます。

そこで、水俣病の診断決定されまし
て患者が発生して参りました経過を見
て参ります。ただいま御説明いたし
ました水俣病の欄の下の方に、それ
ぞれ年次を追ひまして、二十八年が一
人、二十九年が十二人、三十年が九人、三
十一年が四十三人、こういうふうな毎
年患者が発生いたしております。三十
六年が一名で、三十七年は発生して
いない。これに對しまして、不幸、死
の転帰をとりました者がその右側に書
いてございまして、二十九年の五名、
三十年の三名、三十一年の十名という
ふうに、昨年三十七年一名という形
で、三十五人の方が亡くなりまして、
最初から水俣病として診断されました
八十八人の患者の中で、五十三人がた
だいま就職、あるいは在宅、あるいは
入院加療というふうな形をとっている
わけでございます。その五十三人の

内訳は備考のところに書いてございま
す。入院が十六名、在宅が三十五名、
就職が二名でございます。これと別
に、水俣病との関係が必ずしも明確で
ございせんので、脳性小児麻痺——こ
の一番上のまん中の欄でございま
す、という診断のもとにその決定を
検討いたして参りました十七名の患者
があるわけでございます。三十年に四
人、三十一年に七人、その後四、二と
いうふうに、十七名の患者があつたわ
けでございますが、この患者の中で、
三十六年並びに三十七年に一人ずつ不
幸にして亡くなりまして、その病理解
剖をやりまして、その結果、これは水
俣病と全く同じものであるということ
が確定いたしましたので、これも備考
欄にございまして、三十七年の十
一月二十九日に、水俣病患者審査会に
おきまして、この十七名を全員水俣病
と認定いたしました。そのうち、生存
いたしております十五名の方が、五名
だけ入院、他は在宅というふうな形と
なっております。このように、このよ
うなことで、水俣病全体を通じてみま
すと、一応年ごとに発生と死亡とを相
殺いたしまして、その生存者の数を左
から二番目の欄に集計してみたわけ
でございます。二十八人が一人、二十
九年が八名、以下十八、五十八、六
十、六十八、七十、その次も七十、
これを最高にいたしまして、三十七年
が六十八、こういうような数字にな
っております。増加しておるかどう
かということにつきましては、この三
十一年の両方合わせまして五十名の発

生というのが最高でございまして、それ以後増加の傾向とは必ずしも考えられない。また、あるいは一部に、最近患者がふえたというような印象がありますとすれば、昨年の十一月に、従来診定につきまして問題のありました脳性小児麻痺を水俣病と決定いたしました、十七人をこれに加えたというようないくつかの事例は、その印象ではないかととれるわけでございます。なお、地元の事情をいろいろ聞いてみますと、この疾病の発生の地域は、比較的限られた地域でございまして、必ずしもこの疾病を隠蔽するとか、そういった事情はないようでございますので、大体この数字の示すような傾向になっているというふうに私どもは理解いたしておるわけでございます。

なお、参考のために、この中毒対策といたしまして、国が三分の一の治療費を補助いたしておりますので、その予算額並びに決算額を第二のところに記載いたしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 これは新聞に書かれていることですから、私はそれ以上の詳しいことは専門知識がないのでわかりませんが、ここに学会として明確にしたことは、一として、水俣病の原因は有機水銀である。(二)体内に有機水銀を含んでいる貝や魚が多量にあるのは水俣湾だけ、(三)新日鉄水俣工場の排水溝や水俣湾の泥の中には有機水銀がある、(四)この三つの点を学会としてあげられているわけでは、それで、新日鉄の水俣工場で水銀を使っているのは、塩化ビニール工場と酢酸工場のこの二カ所である。この中で、酢酸工場の反応管にあったスラッジ三グラムのなかから有機水銀五ミリグラム

を検出した。このうち一部は塩化メチル水銀の結晶として取り出されたというところが新聞には書いてあるわけでございます。昨年の春じぶんから昨年の暮れまでは、工場の機能が争議で少し麻痺しておりました。その間に、この塩化ビニールや酢酸工場というものがどれだけ活動したかどうかというところは、私のはかるところではありませんが、三十七年には一人も出なかったという統計がここに出てきています。しかし、いづれにしても、水俣病八十八名のうち、三十五人が過去の統計の中から死んでいるという事実、この有機水銀というものが人体に入った場合に、生命を絶つほどの非常な大きな原因をなしているということになりますれば、私は、やはり人命を絶つほどの重大なものでありますから、これは重大な決意をしてこの予防に当たらなければならぬと思うわけであります。

そこで、話は前に戻るわけですが、私ども、私は、その心配がありますから、水俣病はどうなんだというのを、個々に聞いてみたわけでは、そうすると、いや減ってないのだという話をし、むしろふえる傾向じゃありませんかというようなことをいわれたものですから、それで私は心配になって、そこでは問題にしないで、厚生省で研究してくれというお願いをしておいたところが、きょう統計を見てみると、減っているという状態なんです。だから、向こうのほうの公式の報告で、こういう状態を、これを信用する以外にはあなたのほうもないでしょうし、私のほうもないわけでありまして、これは、実際問題として、表はこれである

けれども、裏には患者がいるのだ、まだ出てくる可能性もあるのだといううなことであります。工場がこれからどんどんと作業を行なう、二つのところでは有機水銀を現に使っているという現実があるとするなら、私は、その点はこれからいろいろ研究する云々というところでなしに、こういう場合、熊本大学の教授が学会で明確にこういう結論が出たというなら、これは至急にこの対策を立てて、そうして今後水俣病によって人命が絶たれない、こういうやり方は根本方針を立てるべきではないか、私はそう思うわけでありまして、専門的な立場から、厚生省の当局として、これは何らかの対策を早く立ててもらいたい、私はそう思うのです。だから、方法としては幾つもあると思いますが、さしあたって、やはり表からも裏からも現地に人を派遣して調べてみるということが必要ではなからうかと私は思う。それで、実際問題として、この工場が、有機水銀が泥に含まれ、水の中に含まれて海に流れるということであれば、やはり何とかそれを食い止めるという手を打たなければならぬのではないかと、私はそう思うわけでありまして、ですから、そこらあたりの見解をひとつ局長からお聞きしたいと思うし、大臣からも御意見を聞かせたい、このように思うわけでは、

○政府委員(五十嵐義明君) この疾病につきましましては、私どもの時期からの経過もある程度承知いたしておりますが、また、非常にお気の毒な実情をフィルム等でも拝見いたしているわけでございますが、この入鹿山教授の新しい知見と申しますか、その結果取り上

げられます行政的な問題がございしますならば、従来もこの点につきましてはいろいろ手を尽くして参ったわけでございますが、この新知見につきましまして、率直に私もその内容を検討いたしまして、取り上げるべき措置が、さらに追加して行なう必要がございしますやぶさかでないわけでございますが、従来とりましたこの措置といたしましては、三十三年から漁獲の禁止等を指導いたしまして、魚による中毒を避けるということを実施いたしました。また、たわら、会社の側でも、自主的に排水処理の施設を完成するとか、あるいは浚渫埋め立てを実施するとか、この問題をめぐりましていろいろな対策が講じられたわけでございしますが、御指摘のように、新しい意見が伝えられておりますので、十分に地元の事情を調べて、必要がございすれば、さらに行き届いた措置をとるよう検討させていただきます。と思います。

○国務大臣(西村英一君) ずいぶん前からの病気でございしますが、いまだにいろいろ御質問があるようなことになっております。まあ非常にむずかしい問題であらうと思われしますが、せっかく私もやはり現地に人をたびたび派遣しまして、これからは十分取り調べをいたしていきたいと思っておりますから、どうぞ御了承を賜りたいと思ひます。

は、私は困ると思うのです。だから、これは何も裏からこっそり調べて来いとは私は言いませんけれども、人命に関することですから、いろいろな角度から、通り一べんの行政上の報告をせよということだけでなしに、私は、やっぱり調査をしていただきたいと思うのです。そして、さういふ言うた結果こういう問題が出てきたということになる、それでは何をしたいのだということに、国会もたいがい取り上げてきたけれどもどうなんだというところが、私は、現地から国事に対するむしろ批判の目が出てくるのではないかと、そういうことを心配しているのです。とにかく事実を明らかにして、やれるだけのことはやる、やれぬことはやれぬということを明らかにすることはすべきではないか。表と裏と違ふ、原因が何かわからないという、うやむやのうちに終わってしまつて、今、水俣病はほとんどないんだというタイミングの中でこれが発表されているわけですね。そうすると、国民の関心というのはもう薄れてしまつて、何かこの記事に終わって、ぼけてしまふ。むしろ事実問題として、患者がおり、ということがあるしも事実であれば、現地の人の感情というものは、これはほんとうに何とも言えない感情ではないか、これを心配するわけですから、そういう意味でどうこうということとは、特に注文はつけませんけれども、とにかく実態を把握して対策を立てていただきたい。また、しかるべきときに委員会に報告していただきたい、これをお願いしておきたいと思ひます。

○山本杉君 ちょっと追加して厚生省に伺いたいのですが、このゼクチオン

判断されまして断定されたというふう
に聞いております。

○山本杉君 赤ん坊はその貝を食べて
いないから、それで脳性小児麻痺とい

う病氣と水俣病が違うわけだと、こう
いうわけなんでしょう。それで、その
赤ん坊を生んでいるお母さん、そのお
母さんに何か問題があったでしょう
か。

○政府委員(五十嵐義明君) お母さんに症状の出ている方と、そうでない方があったようであります。

○山本杉君 それではお母さんがやっぱ症状が出ておりましたですか。

○政府委員(五十嵐義明君) お母さんに症状の出ている子供もあったわけですよ。

○山本杉君 その点をもう少し詳しく知りたいと思いますので、資料をひと

つ。
○委員長（加瀬完君） それでは資料に
してひとつ委員会に御提出下さいませ
んか。
○政府委員（五十嵐義明君） では、た

だいまの点を資料にいたしまして御提出いたします。

○藤田藤太郎君　私は、大臣に、今度の予算一般について御質問をしたいと

大臣就任以来、非常に各方面に努力をしていただいております、私たちとしては、社会保障の問題は、どうも与野党角突き合わせて議論するような

問題でなく、何としてもこれは推進したいという熱意を持ってこの行政に取り組んでいるわけであります。そこで、そういう立場からいたしまして、大臣の努力には感謝をいたしているわ

を延ばしておられるということになってくるわけであります。今後いろいろと問題になってくるのでありましょうけれども、所得保障の柱である年金の問題がそのままになっておったり、福祉年金が百円プラスというようなことになってみたり、やはり努力されていくもの、そういうことになっていくくらいはあるのではないかと思うわけであり

ますから、第一にお尋ねしたいことは、私は、やはり人命というもの、それから身体保護という人間の生命に関したことは、厚生行政でやはり全部守っていくということでありませんか。

ら、厚生行政を進めるにあつて、厚生大臣は、前段の経済政策や労働政策、そういうものに強い意見を出しなつて、本来のそれがまず完成されることによって社会保障も実質的に前

進するのだというような工合のお心が進んで、閣議の中で、そしてまた社会保障を進められるお心持があるのかどうかということを私はお聞きしたいわけであります。

○国務大臣(西村英一君) 非常に大所高所からの御質問でございますので、非常にむづかしい問題でございますが、さりとて、現在の社会保障の考え方は、やはり昔の考え方と多少変わっ

てきておると思うのであります。俗に社会保障と申しますと、何かこうあわれみをかけてやるのだというようなことから、今ではやはり社会保障というものは、勤労の前提条件たる働いた

めの二つの条件になつておるのだということではなからうか、そういう意味において社会保障を考える人が多くなつておる。また、そうでなくちゃならぬだらう、こういうふうにだいぶ

100

○藤田藤太郎君 もう少し例をとって申しますと、たとえば国民所得の一人平均にいたしますと、一昨年は十五万円だ、それで昨年——今年ですが、今年の三月の三十七年度になりますと十六万五千円ぐらいになるのじゃないかといわれている。ところが、たとえばその低所得者の実態調査を労働省あたりでやりますと、オーバー・タイムその他の一切の収入を入れて年に十二万円、月一万円、長時間の時間外も入れてです。それだけの人が五百九十九万もいる。それから一世帯でやはり月一万円、これは零細農家がおもでしようが、月一万円、年十二万円以下の方が三百五十万もいるということになりますと、たとえば一戸三人から五人の世帯で月一万円以下の生活をしているという事になりますと、私は、やはり今の憲法の趣意からいって、保護の手を差し伸べなければならぬと思ひます。そうすると、これは厚生行政にかかってくると思ひます。人命尊重といひましようか、身体保護といひますか、生命、生活保護という立場から厚生行政の手を差し伸べなければならぬと思ひます。一面、勤労の場を考へてみますと、世界の国では、土曜、日曜休みの四十時間労働で完全雇用の道が——労働能力のある者は、すべて労働力を通じてすべからず社会に貢献していくという場を政治的に作っているわけでありまう。ところが、日本は基準法で四十八時間と定められているが、一週に四十九時間以上働いている人が二千五百万以上いる。六十時間以上働いている人が千三百万もいるという事において、半失業者を含めた潜在失業者が一千万人以上もある。こ

こにも問題があるわけでありまう。働こうにも働く場所が与えられないから収入がないという格好で、今のような低所得者という事で摘出すればそういう格好になってくる。貧乏が病気を生み、病気が貧乏を生むという、こういう悪循環の事態というものがそこから生まれてくるわけでありまう。ですから、私は、基本的には、すべからず国民の能力ある者は仕事について、国の最低生活保障を高めたがら生産についていく。その補完措置として、老年とか疾病または廢疾とか、最近の世界的な思想でありますと、子供は社会が育成するというところまで進みつつあるというのが今日の私は事態ではなからうかと思ひます。だから世界的の思想によつてこの予算書を見てみましても、今の国保の七割給付に努力されましたり、それから児童給付の問題についても、少し頭を上げてこの予算の中で努力をされている。これは世界の流れてございます。努力されていることは私ははげしくうです。内容についてはまだ議論がありまうけれども、一応そういう工合にして、やはり何か芽を出していかなければならぬが、今言うような前段の処置が全然問題にされてない。処置がされていなくて、結局低所得の中へ追ひ込まれて、そして貧乏が病気を生み、病気が貧乏を生むという格好で、厚生行政が十分な手が差し伸べられないで次へ転換していく。そして總花的に実がない厚生行政——社会保障に五百何億という予算をふやしていただいておりますけれども、その中で、実際に国民が期待されておるような格好で個々の行政、個々の施策というものが生きてきていないという

ところにも問題があるのではないかといいうこと、先ほどの話をもうちょっとくだいてみるとそういうことになるわけでございます。ですから私は、やはり厚生行政をおやりになって、どんなと一つ一つの施策を深め、高めてもらうというためには、どうしても前段の施策というものを、強く日本の国全体の政治経済の政策の中に盛り込んでやつてもらうという事に厚生大臣としてはおうんと力を入れていただかなければ、せっかく大臣の努力されたことが、国民の期待に沿つた状態で受け入れられないという結果になるのではなからうか、私はそういう工合に思ひます。それから、この前段については、ひとつ大臣の構想——今お話がありましたけれども、前段の、国の政策を進めていく上にはどういふ工合にしたらいいのか、そして実質的に社会保障の内容を高めるにはどうしたらいいかというような構想がありまうしたらひとつお聞かせを願ひたい、こういうことでござい

者といふものを対象にしておつたのでございませうが、今やそういうことはもちろんといたしまして、さらに所得の低い方々に対しましていろいろな施策を進めていかなければならぬのじゃないかというふうな考え方に発展をいたしておるのでございませう。したがひまして、いづれにいたしまして、社会保障それ自身が勤労の条件だ。しこうして、また、それに対していろいろの施設を作りますけれども、それはやはり国家が働く人を作りたい。たとえば養護施設等たくさんありますけれども、そういうようなものは、ただ国家が食ひさしてそのまゝにしておくんではない。少なくとも、すべての施設はやはり皆さんが社会復帰ができるように育て上げていくんだ、こういうような気持を持ってやつておるわけでございます。ちょっと藤田さんの言葉の端から出ますものは、老齡年金でわずかに百円ぐらい、もう何かわからぬようなことで百円ぐらいしか上げないんではないかといううなことがちよつと言葉の端に出てくるのであります。実はそういううなことを進めることにつきまして、やはりいづれにいたしまして、バランスを考へてやらなければならぬと思ひます。私は、今回一割から三割の間で福祉年金の引き上げをやつたのでございませうが、それはもちろん老齡年金にしても、百円引き上げるよりは二百円引き上げるほうがいいことはきまつております。きまつてはおりますが、これは財政とのバランスもありまうし、今、福祉年金を老齡、母子、障害といううなものにそれぞれやつていますが、そのもつた金をど

こに使つておるのだからかという分析からもひとつ考へなければならぬのでございまして、障害年金あるいは母子年金等は、やはりそのもつたたわづかな金ですが、それを生計の面に使うといううなことも考へるのでありまして、話はちよつと質問以外にそれたかと思ひますが、どうもちよびちよびとやつておるがといひますが、そういうことは均衡を考へつつやつておるのだという事を申し上げるために今そういうことに及んだのでございませう。いづれにいたしまして、低所得者階層につきましても、今後十分考へて、勤労の条件としていろいろ推し進めた。どうも質問の御趣意が非常に大所高所からの、厚生行政のみならず、国政全般にわたるような大問題でございませうから、答弁もはなはだピンと合わないようなお答えになりますけれども、ひとまずお答えをする次第でございませう。

○藤田藤太郎君 大臣がどこかへお出かけになるようですから、私は残念ですけれども、次の機会に譲ります。私の申し上げているのはそうじやないのであつて福祉年金やその他の問題については、またそれは議論もする場があると思ひます。しかし、たとえば大臣、そうでしょう。環境衛生という面を高めて、そして幾らか余裕のある人といひますか、社会全般の文化水準を高めるために環境衛生に力を入れなければならぬように自然に追ひ込まれてきたのです、ひとつは、それから、また、児童を社会が育成するように、その収入等、アンバランスによつて困つていふという世界の流れによつて、日本もつまり児童を守つていくと

いう芽を出していかなければならんと
いうところへ力をお入れになるでし
う。私は、その一つの流れを予算の中
に少し盛り込んで来たというところは否
定していい。厚生行政も、どんな
と新しい世界の流れによって文化を高
め、それから生活を高めるために上げ
なければならぬけれども、そういうと
ころへ手を差し伸べなければならぬけ
れども、全体の姿を見てみれば、一千
万の潜在失業者がおったり、平均一
人——赤ちゃんもおじいさんも入れ
て、十六万円をこすような国民所得が
あっても、半面、五人世帯で一万円し
か月に収入がないというような人が何
百万もおるといふようなことになって
くると、その掃きだめを厚生行政で守
らなければならぬという事になりま
すから、経済や完全雇用や最低生活保
障というようなものに、どんどんと
そっちのほうもしゃかりやれと言っ
てあなたがらばられることによって、
今まで少しづつ芽を吹いてきた社会保
障の施策というものが、内容も充実し、
高めることができるのだけれども、そ
ういうところが置き去りにされてお
りますから、高めることが残念ながらで
きないので、一つの例として、肝心な
国民年金に手をつかねて、福祉年金に
ちょっと手をつけるというようなこと
になる。だから、残念なことですが、
社会保障をうんと高めてもらいた
めには、そのほうもしゃかり力を入れ
てやってもらいたい。閣議の中なり政
治施策の中でそういうお心がまえがあ
るかどうかというのを私は質問した
のです。まだどんな議論したいこと
がありますけれども、きょうのところは
ほかのところへお行きになるならいた

し方ありませんから、私は遠慮します
が、そういう点も十分に——もう大臣
も厚生行政を担当して、七月から今日
までだいたい時間がありますから、個々
の問題について努力していただくこと
については私も感謝をしておりますけ
れども、しかし、熱心に個々には進め
ていただくのですけれども、根本の問
題のところがいまいであり、ますか
ら、あなたの努力が報いられない。国
民から十分に理解されないような結果
に終わるような心配がありますから、
私は一言申し上げているわけでありま
す。だから、これはぜひ次の機会にも
う少しお話を聞かしていただきたい
と思うのですけれども、このくらいで
きょうはこの問題はやめます。
○国務大臣(西村英一君) よくわかり
ました。今のお話でよくわかりまし
た。ひとつ一生懸命やります。
○委員長(加瀬亮君) それでは厚生大
臣が衆議院のほうに参りましたので、
一応藤田委員の質問を保留いたしまし
て、通告に従いまして、林君。

○林君 私は、全国的にたゞいま非
常に不足しておりますという事で問
題になっており、また、そのことのた
めに病院に入院をしておられる方、一
般の患者さんに行き届かない看護があ
りまして、非常に不満を来しております
ますし、それから、また、診療上にも
非常に不備だというようなこと、それ
からいろいろな、今ありました人命保
護とか人体保護とか、そういう直接国
民の皆さま方に接しております看護
婦、准看護婦、この問題につきまし
て、厚生当局ではどのように対策をし
ていらっしゃるかといいことについて

伺いたいわけでございます。この前の
委員会では、たしかこの看護婦対策が
何年かにかわたりまして十分に適切でな
かったために、全国的看護婦不足を
来たしている問題について厚生当局と
しては、ぜひ前向きな姿勢で、そして
強力な政策を打ち出して実行をしてい
ただきたいということを要望しておき
ましたのでございますが、三十八年度
についてどのような対策がされてお
りますかについて伺いたいわけござい
ます。三点について伺つてみたいと思
います。
その第一番は、厚生白書によって見
ますと、こういうことが書かれてござ
います。最近に出ました厚生白書でござ
います。全国的に非常に看護婦、
准看護婦が不足をしておる。それで大
都會の近代的な大病院に集中する傾向
があるので、深刻な問題になっておる
ので、これを一応解消するために、看
護婦などの養成のための貸与制度の創
設をした。そして三十七年度におきま
しては、対象は千三百人に過ぎませ
んが、三十八年度以降におきましては、
大幅にこの事業の拡張を期している、
こういうふうな書かれております。そ
れでございまして、調べてみますと、
そういう意図がほんとうに予算の上
に盛り込まれているかどうかというこ
とでございます。昨年度は、予算の上
では、それをいたしますときにこうい
うふうになつておるようでございます。
貸与対象が千三百人といまして、それ
でとられました予算が千八百万円、そ
れから三十八年度におきましては、な
るほど額はふえておるわけでございます
す。三十八年度におきましては三千二
百万円となっております、その対象

の点は林先生よく御存じのこと、わ
れわれも前向きでできるだけ努力をし
ておるのでございますが、特に貸与生
の問題につきまして、来年度が三十七
年度予算の二倍の数になつていないと
いう点を今御指摘になったのでござ
います。まず人員は、千三百三十人が
二千二百八十七名になっております。
確かに倍になっておりませんのでござ
います。これはわれわれのほうは、
少なくとも養成しておきます生徒さん
の三分の一ぐらいを貸与生にしたいと
いう気持ちを持っておりましたので
が、いろいろの状況で今のようにな
りまして、われわれの努力が足ら
なかつたという点もございまして、一
つには、三十七年度の千三百三十人を
一年生だけに貸しておたわけではな
い。一年にも二年にも三年にも、これ
はまあ三ヶ年コースの場合は貸して
おるのではないかといいふうな点、そ
れから、予算とか補助金関係の保健婦、助
産婦さんの関係のコースは一年ではな
いか、そういうふうな人もあるのでは
ないかというふうな点、それから、地
域的に見てたくさん集中するような地
域のところには、こういうふうな貸与
制度の措置が地域の偏在を防止する
という立場であるならば、そういうよ
うなところには貸与制度を国で補助し
なくてもいいではないかというふうな
意見等もございまして、いろいろもめ
した末、こういうふうな結果に落ちつ
いたわけでございます。しかし、われ
われといたしましては、補助金も、こ
れだけでは今の状態で決して満足して
おりませんので、さらに一そうこの数
をふやすように努力いたしますと同時
に、各府県でも、独自にひとつこうい

うふうな制度を作ってもらいたい、こ
ういうふうなことも府県のほうにお
願ひしておるような状態でございま
す。

○林道子 これは国の補助があります
場合には、各都道府県では二分の一補
助ができます。それで、各県でこのこ
とについて非常な要望がございます。
で、厚生省のほうで国のこの制度
が確立して、それが大幅にとられるよ
うならば、それにつれて各都道府県等
も出すことができませんけれども、そ
れがないならば、やはり補助のそいう
ものがでないといふことではございま
す。現在では千三百人でございま
す。ただいま伺つてみますと、看護
婦、看護婦だけではなくて、保健婦
にも助産婦にもこれがといふことにな
りますと、もっともこの数をふ
やさなければ、とうてい都道府県のそ
ういふ要望を満たすことができないの
ではないかと思ひます。それから、聞
いてみますと、この制度は非常にいい
ので、拡充していてもいいといふこ
うのことでございまして、これだけのこ
とはとても焼け石に水だといふような
ことでございまして、各都道府県でそ
ういふことは出しております。実際にこ
の補助率が二分の一になっております
ので、国の補助さえあれば出すことが
できますけれども、それがない限り、
出すことができないといふような情勢
で、私どもの関係ですが、看護関係で
もこれを要望いたしまして、ぜひ各
都道府県で要望を出し、努力をいた
しておりますが、厚生当局のそいう
面に対する大きな動きがないと、な
かなかとれにくいといふことではござ
います。で、重ねて申し上げますが、大幅に

増額して、そして看護婦不足対策に備
えるんだといふことを、厚生省は厚生
白書の中にもぜひ書いてございま
して、全国的に大きな期待を持つてお
りましたのに、三十八年度においては
何でございましてか、一年にも二年にも
三年にも貸してやるといふことでござ
いますれば、入学生といふものに対し
て措置をしてないといふことになり、
非常に失望、落胆をしていふことで、
これはここに書いてあるのがほんとう
にされるだろうと思つて、厚生当局の
看護対策に對してまして、三十八年度に
持つておりましたのが、三十八年度に
おいてはそうなされてないための非
常に失望でございまして、これではど
うしても看護婦、看護婦の不足とい
うのは補われないんじゃないかとい
うことでございまして、重ねてこ
ういふことに対してどうお考えになつて
いらっしゃるかと、もう一度伺ひたい
と思ひます。

○政府委員(尾崎嘉喜) 対象人員
が、三十七年度千三百三十人が二千二
百八十七人にふえた。それだけでは倍
にもなつてない、前進度が少ないと
いふおしかりでございまして、われ
れもこれで満足しておるものではござ
いませんで、さらにこれを将来伸ばし
ていかなければいかぬと、こいうふう
に考へておるものであります。が、国
家の補助がなくて府県で予算がとれに
くい、これは事実だと思ひます。ただ、
国が実はやります前に、栃木県とか
いふふうに、府県で独自にやつてい
だいたところも国の補助の以前にあり
まして、全然不可能ではないと思ひま
すが、確かに補助がこいうふうにな
りますと、補助がないとなおさらやり

にくいといふふうなことが逆に今度は
起こつてくるといふこともありますの
で、われわれのほうでもできるだけ努力
をいたしたい。なお、増加した分につ
きましては、これを一年生に重点的
に、また、地域的に見て、都会へ吸
上げられるといふふうなところにでき
るだけ重点的に出すような方向で考
えていきたい、こいうふうな思つて
おります。数が御期待に沿われない
で、われわれの努力が足りない点は、
さらに一そうわれわれも努力いたしま
すから、また御鞭撻をお願いいたしま
す。

○藤原道子君 関連、看護婦の不足が
今どれほど深刻になつていふかとい
うことを医務局長は知つていらっしゃる
でしょうか。私は、この委員会でも毎
年やつてゐるんです。こゝで力が足り
ませんで、あなたがお済ましになるけ
れども、ほかにそれでは充足の方法は
あるんですか。もう今一刻を争うくら
い看護婦は不足している。ことに志望
者が減つてきておる。これに對処する
には、こんな目くされ金でなくして、
思い切つた奨学金制度をとらなければ
ば、とても充足することはできないと
思ふ。それによつていろいろな悲劇が
起きて、患者が事故死でどんでん死
んでいる。その責任は看護婦がとられ
ている。こんなばかげたことで看護婦
になり手があふるはずがない。です
から、まことに力が足りなくて申しわけ
ありませんでしてとおつしやるけれど
も、今の現状を早急にどう對処してお
きたいんです。看護婦問題は非常に重
大でございまして、とてもきょうす
べてお聞きすることはできないと思ひ

ますけれども、とにかくこいう答弁
では納得できない。しっかりした答弁
を聞きたい。

○政府委員(尾崎嘉喜) 看護婦の不
足の状態をおまへ知つてゐるかといふ
話でございまして、前に国立病院課長
をやつておりました、多少実際に當
たつております。また、ほかの病院の
状態等もよく聞かされておりますの
で、不足の状況につきましては、かな
り知つておるつもりでございまして、
それで、この不足に對処しまして、ま
ず看護婦をふやしますには養成機関が必
要だ、そのワケをふやしますのが、三
十七年度におきまして二カ所の補助予
算だつたのを、三十八年度におきま
しては、新設が四カ所、増設が八カ所、
合計十二カ所にふやしております。こ
のほかに国立病院で五カ所新設をする
ように、ですから二カ所に対してして
十七カ所といふふうな新増設のワケを
ふやしている。また、養成所におきま
しても、定員が、たとえば正看護婦養
成所の養成能力は四千五百から五千
くらいあると思ひますが、それが実際
には三千七、八百くらいしか入学者が
ないと思ひますが、それは各施設々々
で経営が苦しいといふところからだ
うと思ひますので、その養成所の運営費
に對しての補助を考えたのでございま
すが、いろいろな都合で、これは養成所
の備品費といふような形で、これは新
規で六千八百万円組んでおります。こ
れは二百七十カ所の養成所の運営を補
助して、こいう、こいうふうな立場で
考へております。こいうふうな立場で
しまして、看護婦、看護婦を養成す
るワケを拡大していく、できるだけそ
のワケを持つておるところは定員一ぱ

い探つてもらふようにして養成力をふ
やしていく、こいうふうにしていき
たいと考へ、また、今の伸びが少な
い、賃費生の予算として一千八百万を
三千二百万にふやしてきておる。こ
ういふふうにして、根本的に養成につ
きまして、看護婦さんの供給力をふや
すに努力することが第一である。しか
し、これは卒業しますまでに時間がか
かりますので、現場の今の困つてい
る状態には役立たない、こいうところ
から、肩書きなどを調べてみますと、
かなり資格を持つておられる方が家庭
におられて、条件によれば働いてい
たいといふような方がかなりの数ある
といふこともわかつておりますので、
パート・タイムでこいうふうな方を活用
して、暫定的にこの期間を乗り切つて
いくといふようなことも考へ、また、さ
らに、根本的に看護関係の仕事を見
護婦さんだけでやるといふものの考
え方を、補助者の方も考へて、看護要
員として全体として考へる、こいう
ふうな考へ方を変えて、こいうふう
に今の四人に一人といふようなこと
で、将来は三人に一人くらいに要員を
看護要員として確保するといふよう
なことで最低を考へて看護力を確保
していく、前向きな姿勢でこれに對
して、三十八年度からは局内に
一つ看護課を新設して、専門に當
たつていくといふ前向きな姿勢でわれ
れは努力しておるつもりでございま
すが、いろいろまた御鞭撻、御教示を
願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 その看護婦の不足する
原因は、いづれまたはかの機会にお伺

○政府委員(尾崎嘉篤君) この看護婦さんの不足、やめていく数が多いということは、ほかの産業のいんしんと申

ございますが、そのために十分な教育
 もできない。それから、また、看護婦
 教育が進まない。それから、また、病

という建前だそうでありますけれども、調べてみますと、これは保母学校には運営費が出ております。それなの

象が国民の患者さんであり、それから、また、保健指導を受けますのが国民の皆さんであるという意味で、医療

はり他の職場に行く人が多い、消耗率が非常に多いということでございます。それはなぜだろうかという研究も

いろいろされているのでございますが、待遇が悪いということは当然あるものでございまして、この点において医療職(表)の是正方をお願いしているわけでございすけれども、しかしながら、仕事そのものに魅力がないというようなことを言い出す。今、局長が言われましたように、看護婦でなくともいい仕事を整理していいとすると、これは病院の業務の管理やいろいろな問題にもつながって参りますし、とも思いますが、それによって人員を整理することも必要だと思いが、いろいろその点についての御検討をお願いしたいと思いが、もう一つ、看護婦になぜなりたくないかという話の中に、夜勤の問題があるわけでございす。夜勤は看護婦及び看護婦だけがしているわけではございせんけれども、しかし、これは患者さんは二十四時間病気をしておりますので、どうしてもついていなければならぬという特殊の事情がございすので、ぜひこれはしなければならぬ仕事でございすが、その状態をよくするということが、看護婦になる、なりたいたいというふうに誘うことに必要じゃないかと思いが。女子の深夜業というのは禁止されているはずでございす。労働基準法の第六十二条の第一項は、「女子を午後十時から午前五時までの間に於いて使用してはならない。」というふうにしてございす。これは深夜の作業が女子の健康に有害であることを考慮したものでございすけれども、同条の第四項におきまして例外に認めてございすのは、病者の看護等の保健衛生の業務に於いて女子の深夜作業を認めております。認めているのでござい

ますが、これは特別の勤務状態であるということを認めておりながら、今度は夜勤手当という事になりますと、やはり同じく一率に男女を問わず百分の百二十五と規定されております。病院等におきましては、看護関係者は三交代をいたしてございす。朝八時から四時まで、四時から十二時まで、それから深夜に交代いたしまして朝八時までという事になってございす。そして四時から十二時までの勤務を、これを深夜といっております。それから、その次に十二時から八時までを、これを深夜といっております。でございすが、ここにきめられておりますのは、深夜勤務手当といひますのは、十時から朝の四時まででございす。その間に勤務しております者につきましては、時間的に百分の二十五と規定されております。準夜並びに深夜の勤務をします者が、その間の何時間かは深夜手当を受ける、こういう事になっておりますのでございす。で、今回特別に準夜並びに深夜勤務をいたしておられます者の夜勤手当を、ぜひともこれは一般にきめられておりますところの百分の二十五でなくて、何かそれについて特別の事をしまして、そして特別の状態において勤務しているのでありますから、何かそれに対して、夜勤がたいへんつらい、ことに看護婦の数が少ない、看護婦の数が少ないもので、深夜に病院を回ってみますと、これでたとへてもたいへんだと思うことがたびたびございすので、そういう訴えが非常にございす。患者さんでベッド四に対して一人という看護基準がございすが、それが守られてい

ない。五十人の患者に対して深夜勤務は一人という、しかも、年端もいかない看護婦の人たちがせねばならぬ、患者さんでも非常に不安だ、さて何か起こたらどうしようかというふうな状態にございす。それは別個にまた考へられることとして、勤務をしておられます者にとつては非常に不安でございす。責任も重大でございす。それに年端もいかない人たちがやめて、禁止されている仕事をしていながら、しかも、看護関係者は、医療職(表)によりまして、非常に低いわけでございす。こういうことを言いますけれども、計算してみますと、看護婦の人が準夜勤務を二時間して、看護婦の間受け取るものが四十九円、おながすきますので、パンを食べたり牛乳を飲んだりしますと、それがマイナスになるといふ状態で勤務ができるかどうかという事でございす。夜勤がたいへんつらいという事。それから、病室の設備が非常に悪いために、国立病院その他木造の病院なんかは吹きさらしのところとございすので、深夜のことしのような寒さでは、とても私は耐えられないだろうと思つてございすが、みなよくやっております。やっておりますだけに、それだけでいいというわけにはいかないだろうと思つ。何らかの処置がなされるべきでございすが、自分はそれでいいけれども、次に看護婦を志願したり看護婦を志願したりする人たちにどう言っているかという、看護婦、看護婦といふようなつらい仕事につくと言つてゐるわけとございす。夜勤がとてつらい、つらい夜勤をせねばならぬ。

それで看護婦と結婚の問題もございす。しょうし、家庭の問題もございす。うが、数が少ないものでありますから、しよつちゅう夜勤をやつていなければならぬので、月の半分は夜勤をしなければならぬ、家庭生活もできないというふうな事、そういう職業についてくことをあなたたちはやめなさいと言つておられますので、これが結局志願者が減つてきている問題でございす。何もかも一ぺんに解決はできません。でも、せめて夜勤手当の増額といふことをぜひ私どもお願いしたいと思いが。実態はそうでございす。それは設備の非常に整つた病院については夜勤も暖かいでございす。ところが、そういうことではない病院が多いわけでございす。しかも、禁止されている深夜の勤務をしておられますのに、その夜勤手当については、男女の別を問はず、一律に百分の二十五と規定されていふという事は、たださへ手当の少ない、待遇の悪い看護関係にとつては、非常に苦痛であるといふふうに思いが。他のことはともかくといたしまして、せめて早急に夜勤手当の増額といふことをお計らいいただきたいと思います。が、厚生当局においては、どういふふうな考えを持っておりますか、承らしていただきたいと思いが。

○政府委員(尾崎嘉彦君) まず、看護婦の養成の責任を国とか都道府県でございす。ただ、負うように、昔の各病院々々で養成するといふ考え方が漸次切りかえていく、これから国、府、県、市町村、さらに公的医療機関などにも責任の一半を負つてもらうという立場で今考え方を展開しておる状態でございます。

それから、看護婦さんの志願者が少ない、これは御承知のとおりでございまして、ことに正看護婦のほうが三十七年度にぐんと減つております。ちょうど出生が少なかった年の関係で、三十七年、三十八年のときに高等学校卒業生が一番少なくなつたときでありますが、それだけでなく、看護のほうも減つていふところを見ますと、ほかの産業との関連が考えられるわけでありまして、待遇、労働条件といふようなことをよくしなければならぬといふことにわれわれも努力を続けるつもりでございす。

また、今お話の夜勤の手当の問題でございすが、これは私どもも百分の二十五増しだけでは足りない、もう少しふやしたい、こう思いが。実は百分の五十として人事院とか大蔵省のほうに要求をして参りましたが、実現しなかつた次第でございす。今後とも努力をしていきたいと思います。

○林権君 いつも努力をする努力をするとおっしゃいますが、どういふふうな努力をしていただくのか、そのままで打ち切つて、いつまでも当局は努力をする、努力をする、人事院にも出しているけれども、その上努力するとおっしゃるが、実は私も人事院に参りまして、こういうことであるからという訴えをするわけでございすが、厚生当局のそれに対する熱意が足りないのじやないかと思つたことがたびたびございす。先ほどの問題からいきまして、大体看護関係者の数が多いのでございすが、その数の多い看護関係者を、ただ数が多いからどうでもいい

一線において進みません。したがいまして、そういう意味におきましての女子技術者の養成問題、社会的身分の問題、処遇の改善の問題、こういう問題を一連の政策といたしまして、三十八年度は一生懸命これを立てまして、皆さん方にも相談申し上げまして、ことに林先生等は専門でございますから十分御意見を取り入れまして、何かの成案を得て、こうやるのだ、これをぜひ打ち出したい、そうしなければ、私たちが予算をとりまして社会保障を進めるにしましても、第一線が絶対に動きません。そういうような意味で努力いたします。努力いたしますから、どうぞそういう意味で御了承願いたいと思います。

○藤原道子君 答弁を逃げられては困る。私ちょっと伺いたいのですが、私が出たのは、五十ベッド、百ベッド

看護婦一人で夜勤をしております。この実態でよろしいかどうか。

それからもう一つは、八時間勤務をしていて、その間一人勤務では休憩がとれないのです。八時間働けばななしなんです。神経が消耗している。この実態を大臣は御承知であるかどうか。そうして、今そういう実態でございしますが、これに対して、前の厚生大臣は努力をしますと言っておるのですが、しよっちゅう厚生大臣はかわるものだから同じことを言われる。この問題に対して大臣のお考えをひとつ伺いた

い。それから、今表彰ということをおっしゃいました。この前の委員会でも、あなたの前の政務次官は何とおっしゃったか、この方がこういう答弁をしておるのです。お説ごもっともでござい

ます。実はナイチンゲール賞の授与式に、看護婦最高名譽だから、さぞ感激して集まっているだろうという気持ちで、大臣にかわって祝辞に行きました。ところが、満堂立錫の余地がないほど集まっていたのに、一向に感激がない、役目で来ているのだといううな印象を受けました。だから表彰だけではだめだということを私はしみじみ感じて参りましたという御答弁をしていらっしゃる。ですから、表彰もけっこうでしようけれども、夜勤に一晚四十何円ぐらいの手当で、それと学校で教わったことが、実際の職場に

も、一人であるから、ほかの病床を歩いておりました、間に合わないで咯血死をした患者もある。こういう事故が起るのです。しかも、その責任は看護婦がとらされておる。学校で教わったことが実際には行なえないという今の実態であるということも考え合わせまして、どういう態度をおとりいただけるか、もう一回私は具体的に御答弁を伺いたい。きょうは関連質問ですか、この程度にしておきます。

○国務大臣(西村英一君) 夜間勤務の場合に一人は困るじゃないか、便所に行く場合にもそれじゃ物騒じゃないか、こういうようなことで二人以上絶対に置かなければならぬじゃないかという御趣旨はわかりますが、やはり一々その現場の任にもよることでござい

ますので、一がいに絶対一人ではおかないのだということは、私はちょっと言明はできないと思うのです。よく事情は検討いたしまして……。

○藤原道子君 八年くらい検討している。

○国務大臣(西村英一君) 検討いたしまして、そういうあれはないようにいたします。いずれにいたしまして、夜間勤務は、私も若いころ夜間勤務をやったことがございしますが、相当につらいことで、ことごとく婦人はつらいと思ひます。しかも、一方では患者をかかえておいて、それに便所に行くくらいな時間もないというところはまあないと思ひますけれども、患者が悪い場合に、一人では手落ちがあるといううようなことになりますれば、これはひとつ考えなければならぬ。やはり個々の場合についてでありまして、絶対もう一人ではおかしいのだ、今から二人にす

るのだといひましても、やはり人員等の問題もあります。そういうことでございしますから、御趣旨はよくわかりますから、ひとつ検討をさせていただきます。また、そのケースケースによってもありましようが、気持としては御趣旨の点はわかりますから、ひとつ患者に支障がないようにしたいということだけは申し上げられるわけでございます。

○藤原道子君 答弁漏れですよ。八時間勤務の場合、休憩をおかなくても労働基準法違反にはならないのですか。

○国務大臣(西村英一君) それは休憩をおかなければならぬと私は思うわけでございます。

○藤原道子君 一人じゃおけない。

○国務大臣(西村英一君) そういう問題もありますから、検討いたします。

○林道君 事情はよくおわかりいただけたと思ひます。三十八年並びに九年度におきましては、全面的にただいまの申し上げました三点につきまして、またその他につきまして、ひとつ前向きの姿勢で御努力いただき、具体的に動いていただくようお願いしたいと思ひます。

○丸茂重貞君 ただいま深刻な看護婦、准看護婦、その他医療従事員の不足の問題が取り上げられて、質問者の御意向一々ごもっともなものでございします。ことに、だんだんきょうは質問が具体的になってきて、今聞いておりますと、大臣も明らかにされたように、この不足な現況を解決するには、待遇の問題と身分の問題があることも、確かにそう思うわけでありま

す。そこで、待遇の問題をよくするというので、当然これは費用がつきまとう、身分の問題は必ずしも費用がつきまとう

ない。たとえば一例をあげれば、ただいまの准看護婦は、資格をとって何年やっておろうとも、正看護婦になる道がない。ないというのには、実際上はこういふ点は今後大いに考えなくちゃならない。しかも、金がかからないで解決できる問題です。もう一つは、今、林さんの言われた深夜手当を増額し

る、これはもう当然のことだ。むしろ今まで低過ぎた。そこで、この手当を増額しようとするならば、その費用というものはどこから出るのか、当然これは病院の費用から出るので、病院の費用というものはこの収入から出るのか、これは医療費から出てくる、そういうことですね。そこで、深夜手当その他一般の待遇を上げなければならぬのだが、今の看護婦経営の費用の中から、今の看護婦その他の従業員の方々が満足されるような費用が出るか出ないかというのを検討しなくちゃならない。これはもう一番重要なことだと思ひますが、その点について、私は、次回この委員会までにひとつ資料を出していただきたい。それはまず第一に、各国立病院全部の収支会計を出してもらいたい。その中でも、特に人件費については全体の何%を占めるかというのを厳重にひとつ出してもらいたい。もう一つは、各公立病院です

ね、地方自治体立の病院の経営実態、それから、あとうなれば厚生団体、たとえば国民健康保険団体でもよろしうございまいし、あるいは事務組合の病院でもいいでし、そういうものの実態をひとつ出してもらいたい。それから、次には、今の問題に関連して、ちょうどいい例があるんですが、

おとといの朝日の愛知版の記事ですが、簡単に要旨を読みますと、愛知県だけで、県下で看護婦が三千人不足だ、これは新聞社がその原因と称するものを出している。その中でいろいろあるんですが、「応募者への養成所」として、「こうした看護婦不足は、二十五年に新制度が実施されて看護の養成期限が延長され、資格認定もきびしくなつてからの現象だが、いまでは慢性状態。とくに、こころ、三年は看護学校や養成所の応募者がたつと減つてきた。こういうふうには、もうすでに一般の世論まで、減つてきた原因について相当深く剔抉されているわけなんです。こころまで剔抉されておるながら、厚生省がそのままだと見んがすといふことは絶対許されぬ。そこで、これは主として身分の問題になるだろうと思ひます。待遇の問題は、当然今申し上げたとおり、その病院の経営の実態からして、出せる限りは出さなく

ちゃならぬ、必要な限度において。病院経営の実態が出せないならば、病院経営の実態を出せるような方向に持つていかなくちゃならぬ、当然そこへいくだろう。今までの点に關するところの答弁が入っておらなかったもので、関連して、これはぜひとも要望しておきます。今の朝日の愛知版の理由剔抉は、必ずしもその全部とは私は申し上げられませんが、そのような観点がとられ得るかどうかが、とられるとするならば、その対策はどうしたらよろしいかという点について、これは次回まででけつこうですから、ひとつ御答弁いただきたい、かように思ひます。

それから、こまかい点は、今お話の
ありましたように、あとで文書等によ
りましてお答え申し上げたいと思いま

発言して恐縮ですが、今長官のおっしゃるように、労使ということではありませんが、経営者の病院側と従業員

それから、なお、経営状態につきましては、これは御承知のように、かな

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「粉じんの発散の抑制」を「粉じんの発生の防止、吸じん装置の設置」に改める。

第八条第三号及び第九条第二号中「第二十一条第一項の勧告を受けて」を「第二十一条第二項の命令に基づき」に改め、第九条の次に次の一条を加える。

(転退職時診断)

第九条の二 使用者は、常時粉じん作業に従事している労働者が当該作業に従事しなくなるときは、その際に、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行なわなければならない。ただし、その時前一月以内にじん肺健康診断又は労働基準法第五十二条第一項の健康診断を受けた者その他労働省令で定める労働者については、この限りでない。

第二十一条中「第九条を」を「第九条の二に改める。

第十二条第一項中「第九条を」を「第九条の二に改め、同条第二項中「第二十一条第一項の勧告を受けて」を「第二十一条第二項の命令に基づき」に改める。

第十三条第一項中「第九条を」を「第九条の二に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(届出)

第十六条の二 使用者は、労働者を新たに常時粉じん作業に従事させることとなつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長に、当該労働者について届出をしなければならない。

(じん肺労働者手帳)

第十六条の三 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところに

より、常時粉じん作業に従事する労働者に対して、じん肺労働者手帳を交付しなければならない。

2 じん肺労働者手帳の交付を受けた者は、第七条から第九条の二までの規定によるじん肺健康診断を受けたときは、その都度、じん肺労働者手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、じん肺労働者手帳に記載すべき事項その他じん肺労働者手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(作業の転換等)

第二十一条 使用者は、じん肺健康診断の結果、健康管理の区分が管理三と決定された労働者について、すみやかに、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするように努めなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の労働者が前項の決定を受けた後においても引続き粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者が粉じん作業に従事しないようにすべきことを命ずることができ。

3 使用者は、前項の命令を受けたときは、二月以内にその命令を実施しなければならない。ただし、都道府県労働基準局長は、使用者による申出があつた場合において、理由があるを認めるときは、その命令の実施を一定の期間を限つて猶予することができる。

4 使用者は、第二項の命令に係る労働者を粉じん作業に従事させなくなつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

(作業転換後の賃金)
第二十二条 使用者は、前条の規定により労働者を当該事業場における粉じん作業以外の作業に常時従事させることとなつたときは、当該労働者に対して、労働省令の定めるところにより、当該作業の転換前にその者に支払つていた賃金の額以上の賃金を支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる賃金は、前項の規定により使用者が支払わなければならないこととされる賃金に算入しない。
一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの。
二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの。

3 作業転換前の賃金の額は、労働省令で定めるところにより計算するものとする。
4 第一項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(復職後の賃金)

第二十三条の二 使用者は、じん肺の療養のために休業していた労働者が再び就業するに至つたときは、当該労働者に対して、労働省令の定めるところにより、当該休業前にその者に支払つていた賃金の額以上の賃金を支払わなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により使用者が支払わなければならないこととされる賃金又は休業前の賃金の額について準用する。

第二章の二 災害補償の特例

(生活費補償)
第二十三条の二 労働者が労働基準法第七十五条の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき場合であつて、労働することができないことにより賃金を受けないときは、使用者は、労働者の療養中一日につき平均賃金と同額の生活費補償を行なわなければならない。

2 前項の規定により生活費補償を行なつてゐる労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとの一月一人当り平均額(常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当たりの一月平均額。以下「平均給与額」という。)が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給与額の百分の百十をこえ、又は百分の九十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行なつてゐる生活費補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により生活費補償を行なわなければならない。改訂後の生活費補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3 前項の規定により難しい場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、労働省令で定める。

4 前三項の規定による生活費補償の額が政令で定める額に満たないときは、その額は、当該政令で定める額とする。

(障害補償の特例)

第二十三条の三 労働基準法第七十五条の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき労働者がじん肺がなおつたとき身体に障害が存するに至つた場合においては、使用者は、その障害の程度に応じ、次の表に定める額の障害補償を行なわなければならない。

月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当たりの一月平均額。以下「平均給与額」という。)が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給与額の百分の百十をこえ、又は百分の九十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行なつてゐる生活費補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により生活費補償を行なわなければならない。改訂後の生活費補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3 前項の規定により難しい場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、労働省令で定める。

4 前三項の規定による生活費補償の額が政令で定める額に満たないときは、その額は、当該政令で定める額とする。

(障害補償の特例)

第二十三条の三 労働基準法第七十五条の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき労働者がじん肺がなおつたとき身体に障害が存するに至つた場合においては、使用者は、その障害の程度に応じ、次の表に定める額の障害補償を行なわなければならない。

5 労働省令で定めるところに

は、労働省令で定めるところに

は、労働省令で定めるところに

は、労働省令で定めるところに

は、労働省令で定めるところに

障害等級	障害補償
第一級から第三級まで	当該障害の存する期間一年につき平均賃金の三六五百分
第四級	平均賃金の一六五〇百分
第五級	同 一四二〇百分
第六級	同 一四〇〇百分
第七級	同 一〇〇〇百分
第八級	同 八〇〇百分
第九級	同 六三〇百分
第一〇級	同 四八〇百分
第一級	同 三六〇百分
第二級	同 二五〇百分
第三級	同 一六〇百分
第四級	同 九〇百分

備考 この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の障害補償のうち、障害等級が第一級から第三級までのものについて準用する。

(遺族年金補償)
第二十三條の四 労働基準法第七十五條の規定によりじん肺に係る療養補償を受けるべき労働者が、じん肺により死亡するに至つた場合においては、使用者は、その遺族に対して、遺族年金補償を行なわなければならない。

(遺族の範囲、順位)
第二十三條の五 前条の遺族年金補償を受けることができる遺族は、労働者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持し、又は生計を共にした配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子（労働者の死亡の当時胎児であつた子を含む。）の父母、孫又は祖父母であつて政令で定めるものとする。

2 遺族年金補償を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序とする。

(年金額)
第二十三條の六 遺族年金補償の年額は、平均賃金の二百九十九日分に当該遺族の扶養家族数に応じて政令で定める額を加えた額とする。

2 前項の扶養家族の範囲は、政令で定める。

3 第二十三條の二第二項から第四項までの規定は、第一項の遺族年金補償の額について準用する。

(じん肺準障害補償)
第二十三條の七 使用者は、当該事業場における粉じん作業に常時従事したことにより健康管理の区分が管理二又は管理三になつた労働者又は労働者であつた者に対して、政令の定めるところにより、管理二である期間一日につき平均賃金の百分の十、管理三である期間一日につき平均賃金の百分の二十のじん肺準障害補償を行なわなければならない。

者又は労働者であつた者に対して、政令の定めるところにより、管理二である期間一日につき平均賃金の百分の十、管理三である期間一日につき平均賃金の百分の二十のじん肺準障害補償を行なわなければならない。

2 じん肺準障害補償に関しては、第二十三條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

(労働基準法の準用等)
第二十三條の八 労働基準法第七十八條の規定はこの法律による生活費補償及び障害補償について、同法第八十三條から第八十七條まで、第百四條、第百五條の二、第百六條、第百十條及び第百十五條の規定はこの法律による生活費補償、障害補償、遺族年金補償及びじん肺準障害補償について、それぞれ、準用する。この場合において、同法第八十四條第一項中「労働者災害補償保険法」とあるのは「労働者災害補償保険法及びじん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）」と、これらの規定中「この法律」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償に関する法律」と読み替へるものとする。

2 じん肺に係る災害補償については、労働基準法第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十一條及び第八十二條の規定は、適用しない。

(労働者災害補償保険法の適用等)
第二十三條の九 この法律による生活費補償、障害補償、遺族年金補償及びじん肺準障害補償は、労働者災害補償保険法の規定にかかわらず同法で保険する災害補償の範囲に属するものとし、第二項から第四項までに規定するものを除くほか、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十二條第二項中「前項の規定による」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）」第二十三條の九第一項の規定によりこの法律で保険することとされた」と労働基準法第七十五條から第八十條まで」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三條の二から第二十三條の八まで」と、同法第四項中「第一項第二号」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三條の二第一項」と労働基準法第七十六條「第一項」とあるのは「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三條の二」と「休業補償費」とあるのは「生活費補償費、障害補償費、遺族年金補償費及びじん肺準障害補償費」と、同法第十五條第一項中「第十二條第一項第一号から第四号までの規定による保険給付」とあるのは「第十二條第一項第一号の規定による保険給付及びじん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三條の二から第二十三條の八までの規定による災害補償の保険給付」と労働者、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者」とあるのは「労働者

又はその遺族」と、同法第三十四條の三第一項中「第一種障害補償費の給付」とあり同法第三十四條の四及び第三十四條の五中「第一種障害補償費又は長期傷病者補償」とあるのは「保険給付」と読み替へるものとする。

2 じん肺に係る災害補償に関しては、労働者災害補償保険法第十二條第一項第二号から第四号まで、第十二條の二から第十二條の五まで、第十六條から第十八條まで、第十九條の二、第十九條の三、第三十四條の二及び第三十四條の三第二項の規定は、適用しない。

3 労働者災害補償保険法第十九條の規定は、療養の開始後三年を経過した後のじん肺に係る保険給付については、適用しない。

4 労働者災害補償保険法第十九條（保険加入者の故意又は重大な過失に係る部分に限る。）の規定は、療養開始後三年を経過以前のじん肺に係る障害補償費又は遺族年金補償費については、適用しない。

(国庫負担)
第二十三條の十 国庫は、政令で定める算定基準に従ひ、この法律の規定により行なうじん肺に係る療養補償及び生活費補償の保険給付に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一條の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その四分の三を負担する。

2 国庫は、政令で定めるところにより、この法律の規定により行なう障害補償の保険給付に要する費

用又は遺族年金補償の保険給付に要する費用のうち、それぞれ、当該労働者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償を受けるとした場合に当該補償の額に相当する部分をこえる部分又は同法第七十九条の規定による遺族補償を受けるとした場合に当該補償の額に相当する部分をこえる部分及びこの法律の規定により行なうじん肺障害補償の保険給付に要する費用について、その一部を負担する。(外傷性せき腫障害、職業病についての準用)

第二十三条の十一 第二十三条の二から第二十三条の六まで及び前三条の規定は、業務上外傷性せき腫障害又は政令で定める職業病にかかった労働者に関して準用する。(命令への委任)

第二十三条の十二 この章に規定するもののほか、補償に関して必要な事項は、労働省令で定める。(適用除外)

第二十三条の十三 本章の規定は、他の法令により労働基準法の適用を排除される労働者及び労働者であつた者並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員及び船員であつた者については、適用しない。

第三十二条一項中「粉じんの発散の抑制」を「粉じんの発生の防止、吸じん装置の設置」に改め、「技術的援助」の下に「及び財政的援助」を加え、「行なうように努めなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「整備」を「整備及び拡充」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する財政的援助に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

(じん肺労働者作業所等)

第三十四条 じん肺労働者作業所は、じん肺にかかった労働者であつて労働省令で定めるものに対して、次の業務を行なう。

一 当該労働者を雇い入れて、その施設に就労させること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 じん肺労働者回復訓練所は、じん肺にかかった労働者であつて労働省令で定めるものに対して、次の業務を行なう。

一 労働能力の回復を図るための訓練を行なうこと。

二 技能に關する職業訓練を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

4 第一項及び第二項の施設の位置、名称その他当該施設の運営に關し必要な事項は、労働福祉事業団が定める。

(政府の責務)

第三十五条 政府は、この法律の目的を達成するために、労働福祉事業団が行なう前条第一項及び第二項の施設の設置及び運営等について、必要な援助を行なわなければならない。

2 政府は、第二十一条第二項の命令に係る労働者が当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができないときは、当該労働者のために、職業紹介に關し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

第三十六条から第三十八条までを除く。

第六十四条第四十五条の前に次の一条を加える。

第四十四条の二 第二十三条の二から第二十三条の四まで(第二十三条の十一において準用する場合を含む)、第二十三条の七又は第二十三条の八第一項(第二十三条の十一において準用する場合を含む)において準用する労働基準法第四十二条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第四十五条第一号中「第九条」を「第九条の二」に、「第十四条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む)」を「第十六条の二」に改め、「第二十一条の下に」、「第二十二條の二」を加え、同条第二号中「第十三条第三項」の下に「又は第二十一条第二項」を加え、同条の次に次の一号を加える。

二の二 第二十三条の八第一項(第二十三条の十一において準用する場合を含む)において準用する労働基準法第六六条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に常時粉じん作業に従事している労働者は、第十六条の二の規定の適用については、この法律の施行の際に、新たに常時粉じん作業に従事することとなつたものとみなす。

第三条 都道府県労働基準局長は、この法律の施行前に常時粉じん作業に従事する労働者であつた者が労働省令で定めるところにより申し出たときは、その者に対して、第十六条の三のじん肺労働者手帳を交付しなければならない。

第四条 じん肺法(以下「旧法」という。)第二十二條の規定による転換手帳については、旧法第三十六条から第三十八条までの規定は、なお効力を有する。

2 前項の転換手帳に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に、常時粉じん作業に従事する労働者であつた者で、旧法の規定によるじん肺健康診断(旧法附則第三条の規定により旧法の規定によるじん肺健康診断とみなされた旧けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法(昭和三十年法律第九十一号)の規定によるけい肺健康診断及び心臓機能検査その他の検査を含む)を受けたことがなかつた者は、この法律の施行の日から二月以内に都道府県労働基準局長に対して、じん肺健康診断を行なうべ

きこと並びにじん肺にかかつてい

るかどうかの別及び健康管理の区分の決定を行なうべきことを申請しなければならない。

2 前項の申請があつたときは、都道府県労働基準局長は、じん肺健康診断を行ない、じん肺にかかつているかどうかの別及び健康管理の区分の決定をし、当該申請を行なつた者にその旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定による申請、じん肺健康診断及び決定に關して必要な事項は、労働省令で定める。

4 第二項の規定により都道府県労働基準局長が行なうじん肺健康診断に要する経費は、国の負担とする。

第六条 この法律の施行前に補償事由の生じた労働基準法によるじん肺、外傷性せき腫障害若しくは政令で定める職業病(以下「じん肺等」という。)に係る休業補償、障害補償、遺族補償若しくは打切補償又は労働者災害補償保険法によるじん肺等に係る休業補償費、障害補償費、遺族補償費若しくは長期傷病者補償であつてこの法律施行前に係る部分に關しては、なお従前の例による。

2 前項に規定する災害補償に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際、現に、じん肺等について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償を受けている労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律

第五十号)による療養補償費若しくは療養の給付を受けている労働者は、この法律の施行の日、当該負傷又は疾病にかつたものとみなして、じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律(以下「新法」という。)の規定を適用する。

第八条 新法第二章の二の規定は、この法律の施行の際、現に、じん肺等について、労働者災害補償保険法の規定により傷病給付又は第一種障害補償費若しくは第一種障害給付を受けている者についても適用があるものとし、この法律の施行の日から、新法第二章の二及び労働者災害補償保険法の規定により療養補償費若しくは療養の給付及び生活費補償費又は障害補償費の給付を行なう。

2 前項の場合において、第二章の二の規定の適用については、第一種障害補償費又は長期傷病者補償の支給の決定をした際に、労働基準法第七十五条の療養補償を行なつていた使用者又は労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者について労働基準法第七十五条の療養補償を行なうべきこととされていた使用者を、新法第二章の二及び労働基準法の規定により療養補償及び生活費補償又は障害補償を行なうべき使用者とみなし、その者が当該保険給付の費用に要する保険料を負担するものとする。

3 第一項に規定する者のうち、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)附則第五条の規定により

傷病給付又は第一種障害給付を受けている者については、新法の規定により支給すべき生活費補償、障害補償及び遺族年金補償の保険給付の年額は、それぞれ新法の規定による年額から政令で定める額を減じた額とする。

第九条 政府は、この法律の施行の際、現に健康管理の区分が管理二又は管理三になつていない者については、この法律の施行の日において管理二又は管理三になつたものとみなして、政令で定めるところにより、じん肺障害補償費に準じた給付を行なう。

2 政府は、この法律の施行の際、現に健康管理の区分が管理四である者については、この法律の施行の日以降その者の健康管理の区分が管理三又は管理二になつたときは、その日から前項に規定する者とみなして、同項の給付を行なう。

3 前二項の規定による給付は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付とみなして、同法第二十一条第二項、第二十二條及び第五章から第七章まで、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号)の規定を適用する。

第十条 政府は、この法律の施行前に、業務上じん肺等にかつた労働者又は労働者であつた者(附則第七条又は第八条に規定する者を除く)であつて、政令で定めるところにより、都道府県労働基準局長が当該負傷又は疾病につき療養させる必要があると認定したもの

に對して、療養補償費又は療養の給付及び新法の規定による生活費補償費に準じた給付を行なう。

2 前条第三項の規定は、前項の給付について準用する。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第三十四条の二 第二項を次のように改める。

国庫は、命令で定める算定基準に従い、命令で定める負傷及び疾病に係る長期傷病者補償に要する費用のうち、当該労働者が労働基準法第八十一条の規定による打切補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分について、その二分の一を負担する。

(労働者災害補償保険特別会計法の一部改正)

第十二条 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業」の下に「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律第二十三条の九第一項の規定によりその範囲に属するものとされたものを含む。」を加える。

(労働者設置法の一部改正)

第十三条 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

「及び作業の転換の勧告を」、「じん肺労働者手帳の交付及び作業の転換の命令」に改める。

第八条第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

六の三の二 じん肺労働者手帳の交付及び作業の転換の命令に関すること。

第八条第一項第十一号、第十五条第一項及び第十七条第一項中「じん肺法を」、「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律」に改める。

第八条第二項中「及び労働福祉事業団法」を「じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律及び労働福祉事業団法」に改める。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第十四条 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「前項を」、「前二項」に、「同項第一号」を「第一項第一号及び第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項に規定する事務のほか、じん肺にかつた労働者の福祉を増進するため、次の業務を行なう。

一 じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律(昭和三十五年法律第三十号)

第三十四条第一項及び第二項の施設の設置及び運営を行なうこと。

二 粉じん作業を営む事業場の事業主に対して、粉じんの測定、じん肺健康診断その他じ

ん肺に関する予防及び健康管理に關し、必要な財政的援助を行なうこと。

三 粉じん作業を営む事業場の事業主に対して、吸じん装置、保護具その他政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十七條中「第十九條第一項第一号」の下に「並びに第二項第一号から第三号まで」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十五条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十七條中「前二條」を「前條」に改める。

第十六條 前五條に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

この法律施行に要する経費は、平年度約百十億千円の見込みである。

炭鉱労働者遺族補償特例法案

炭鉱労働者遺族補償特例法(定義)

第一条 この法律において「炭鉱労働者」とは、炭鉱職業者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九

号) 第二条第一項に規定する炭鉱労働者をいう。

(労働基準法の特例)

第二条 使用者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定により行なう炭鉱労働者に係る遺族補償の額は、同法第七十九条の規定にかかわらず、平均賃金の千三百四十日分とする。

(労働者災害補償保険法の特例)

第三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定

により行なわれる炭鉱労働者に係る遺族補償の額は、同法第十二条第一項第四号の規定にかかわらず、平均賃金の千三百四十日分とし、同法の規定により行なわれる炭鉱労働者に係る遺族給付の内容は、同法第十二条の五第一項の規定にかかわらず、長期傷病者補償の開始後の経過期間に応じ、それぞれ次の表の下欄に定めるものとする。

区 分	給 付 の 内 容
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	平均賃金の 一三四〇日分
同 一年をこえ二年以内に死亡した場合	同 一一四〇日分
同 二年をこえ三年以内に死亡した場合	同 九二五〇日分
同 三年をこえ四年以内に死亡した場合	同 七二〇日分
同 四年をこえ五年以内に死亡した場合	同 四八三〇日分
同 五年をこえ六年以内に死亡した場合	同 二四二〇日分
同 六年を経過した後に死亡した場合	同 一八八日分

(平均賃金の特例)

第四条 炭鉱労働者の平均賃金が七百四十七円に満たないときは、前二条の規定の適用については、平均賃金は七百四十七円とする。

(適用除外)

第五条 第三条の規定は、じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律(昭和三十五年法律第三十号)第二章の二の規定により災害補償を受けることができる炭鉱労働者の遺族については、適用しない。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、平年度約一億九千万円の見込みである。

二月八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、医業類似行為の制度化に関する請願(第四四六号)(第四四七号)(第四四八号)(第五〇八号)(第五三七号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一〇号)(第五八七号)(第五八八号)
- 一、国民年金事務費に対する交付金増額に関する請願(第四六五号)
- 一、戦傷病者のための単独法制定に関する請願(第四六六号)
- 一、元南満洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願(第四七〇号)(第五〇七号)(第五六八号)

- 一、業務外せき損傷患者援護に関する請願(第四八六号)
- 一、業務上の災害による外傷性せき損傷患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願(第四八七号)
- 一、人命尊重に関する請願(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)

- 第四四六号 昭和三十八年一月二十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 鹿児島市鷹師町一八 宮原重信
紹介議員 谷口 慶吉君

- 第四四七号 昭和三十八年一月二十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 広島県福山市瀬戸町地頭分一、三四四ノ三 柳川起緒
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第四四八号 昭和三十八年一月二十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 鹿児島市西田町一七 二 堀口源太郎
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五六九号 昭和三十八年一月三十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 神戸市兵庫区羽坂通一ノ一 稲本恵則
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五七〇号 昭和三十八年一月三十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 大阪府枚方市岡五九七 竹尾時丸
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五七一号 昭和三十八年一月三十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 札幌市南一条西九丁目 北海道連合治療師会内 石原通孝
紹介議員 吉田忠三郎君 千葉 信君 大矢 正君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五八七号 昭和三十八年一月三十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 山口市大府町一 藤井 達勝
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五八八号 昭和三十八年一月二十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 福岡市住吉宮前町三四 八 古沢寧一
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五八九号 昭和三十八年一月二十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市南梅ヶ枝 町八七二 堀江達祐
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

- 第五九〇号 昭和三十八年一月二十日受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市南梅ヶ枝 町八七二 堀江達祐
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第五八八号 昭和三十八年一月三十一日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 神戸市長田区萩野町一ノ一 石川廣成

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第四六五号 昭和三十八年一月二十六日受理

国民年金事務費に対する交付金増額に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島県町村会内 笠間恵

紹介議員 田畑 金光君

国民年金事務は本来国の事務であり、全額国庫負担が法定されているにもかかわらず、町村に過重の負担をかけている実情であるから、事務費は実質全額国庫負担とするよう交付金の増額を図られたいとの請願。

第四六六号 昭和三十八年一月二十六日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 大阪市南区田島町一松倉正一

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四七〇号 昭和三十八年一月二十

六日受理

元南滿洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

請願者 鳥取県境港市外江町境港満鉄会内 浜田延栄

紹介議員 仲原 善一君

元南滿洲鉄道株式会社職員であつて、(一)軍事輸送業務に従事し、これに基因して死亡または負傷した者、(二)ソ連中共に抑留され、また、戦犯の取扱を受けた関東軍特務機関派遣者、ハルビン鉄道局分室勤務者、新京調査室勤務者、ハイル鉄道管理管内勤務者、その他これらに準ずる者で抑留中死亡した者または病氣帰国後死亡した者、(三)満洲特殊地帯勤務者で、ソ連参戦後敵のため、またはひ賊等のため死傷した者等については、当時の満鉄業務の特殊性を勘案されて、これを軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用せられたいとの請願。

第五〇七号 昭和三十八年一月二十九日受理

元南滿洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願(二三通)

請願者 東京都新宿区西大久保四の一七〇 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第五六八号 昭和三十八年一月三十

日受理

元南滿洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

一ノ一国会図書館公舎内 青木実

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第四八六号 昭和三十八年一月二十八日受理

業務外せき損傷患者援護に関する請願

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町一五二長崎労働病院内全国脊損療友会長崎支部内 井上昌子外千三百名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四八七号 昭和三十八年一月二十八日受理

業務上の災害による外傷性せき損障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町一五二長崎労働病院内全国脊損療友会長崎支部内 田島菊江外千三百二十六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第五八三号 昭和三十八年一月三十一日受理

人命尊重に関する請願

請願者 山形県西置賜郡白鷹町

横田尻二、三〇九 秋山育子

紹介議員 白井 勇君

今日、わずかの理由による殺人及び性道德の乱れ等、社会悪の根元とみられるものは、いろいろあるが、そのうち最も大きなものは、優生保護法第十四条第一項四号の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち「又は経済的」という言葉が、むやみに拡大解釈されていること、同じく五号の「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものの」という規定が、私通乱婚者の中絶に悪用されていることによつていと考えられるから、この四号及び五号に關して、考慮せられたいとの請願。

第五八四号 昭和三十八年一月三十一日受理

人命尊重に関する請願(五百二十通)

請願者 宮崎県小林市西小林駅前 大城澄子外一万四千九百六十名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第五八五号 昭和三十八年一月三十一日受理

人命尊重に関する請願

請願者 札幌市北二西一五 町村金吾外二万一千七十九名

第五八六号 昭和三十八年一月三十一日受理

人命尊重に関する請願

請願者 兵庫縣西宮市和上町一〇離宮道場内 長部真知外六千九百九十九名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(衆) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

目次中「第三章 医療(第七條一第十四條の八)」を「第三章 医療(第七條一第十四條の七)」と改める。

療手当、援護手当、障害年金及び葬祭料(第十四條の八、第十四條の二)

に、「第四章 原子爆弾被爆者医療審議会(第十五條一第十七條)」を「第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者生活医療相談所(第十五條一第十七條の二)」に改める。

第一条を次のように改める。

第一条を次のように改める。

第一条を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に関し必要な援護を行なうことを目的とする。

第八条第二項、第九条第五項及び第十一条第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四条の八の前に次の章名を加える。

第三章の二 医療手当、援護手当、障害年金及び葬祭料

第十四条の八中「二千円」を「五千円」に改め、「ことが出来る」を削る。

第三章の二 第十四条の八の次に次の十四条を加える。

(援護手当)

第十四条の九 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第四条の規定による健康診断又は第七条第一項の規定による医療の給付を受ける被爆者であつて、当該健康診断又は医療の給付を受けるため労働することができないことにより収入が減少したと認められるものに對し、援護手当を支給する。

(障害年金の支給)

第十四条の十 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかつた被爆者が昭和三十八年四月一日(その日において当該負傷又は疾病がなかつた日)において当該負傷又は疾病がなかつた日)において当該負傷又は疾病により政令で定める程度の廃疾の状態にある場合においては、その

者に、その廃疾の程度に応じ、年額八万四千円をこえない範囲内において、政令の定めるところにより、障害年金を支給する。ただし、昭和三十八年四月一日(その日において当該負傷又は疾病がなかつた日)において当該負傷又は疾病がなかつた日)において日本の国籍を有しない者には、支給しない。

(障害年金を受ける権利の裁定)
第十四条の十一 障害年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

(障害年金の額の改定)
第十四条の十二 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の廃疾の程度が増進し、又は低下した場合においては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経て、その程度に応じて、当該障害年金の額を改定する。

2 廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行なう。

(障害年金を受ける権利の消滅)
第十四条の十三 障害年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は消滅する。

- 一 死亡したとき。
 - 二 日本の国籍を失つたとき。
 - 三 厚生大臣によつて第十四条の十の政令で定める程度の廃疾の状態がなくなつたと認定されたとき。
- 2 厚生大臣は、前項第三号の認定

をするに当つては、原子爆弾被爆者援護審議会の議決を経なければならぬ。

(障害年金の支給停止)
第十四条の十四 障害年金は、受給権者が監獄、労務場、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁され、又は収容されているときは、当該拘禁され、又は収容されている期間、その支給を停止する。

(障害年金と増加恩給等との調整)
第十四条の十五 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の廃疾に關し、他の法令により増加恩給その他の障害年金に相当する給付(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に規定する障害福祉年金を除く)を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

(障害年金を受ける権利の受継)
第十四条の十六 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金でその者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に障害年金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金を請求すること

亡した者の障害年金を請求することとができる。

3 前二項の場合において、同順位

の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その一人に對してした障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に對してしたものとみなす。

(受給権の調査)
第十四条の十七 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について必要があるとき、その者に對し、その廃疾の状態その他必要な事項に關し、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問をさせることができる。

2 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者について廃疾の状態を調査するため必要があるとき、その者に醫師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者援護審議会の意見の聴取)
第十四条の十九 厚生大臣は、前条第一項の異議申立てに對する決定をするに當つては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見をきかなければならない。

(時効の中断)
第十四条の二十 第十四条の十八第一項の異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)
第十四条の二十一 障害年金に關する処分

の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに對する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(葬祭料)
第十四条の二十二 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかつた被爆者が当該負傷又は疾病により死亡したときは、その死亡した者と生計を同じくしていた者で葬祭を行なうものに對し、葬祭料として三万円を支給する。

2 厚生大臣は、前項の規定により葬祭料の支給を受けるべき者がない場合には、葬祭を行なつた者に對し、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾

被爆者生活医療相談所

第十五条の見出しを「(原子爆弾被爆者援護審議会)」に改め、同条中「医療等」を「援護」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十六条第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(原子爆弾被爆者生活医療相談所)

第十七条の二 都道府県は、被爆者の医療相談及び身上相談に応ずるため、原子爆弾被爆者生活医療相談所を設置することができる。

2 都道府県が原子爆弾被爆者生活医療相談所を設置した場合、これは、国は、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することができる。

第十九条の見出し中「差押」を「譲渡、担保又は差押え」に改め、同条中「権利は」の下に「譲り渡し、担保に供し、又は」を加える。

第二十条中「及び医療手当」を「並びに医療手当及び援護手当」に改める。

第二十条の二中「医療手当」の下に「若しくは援護手当」を加える。

第二十一条中「権限」の下に「障害年金に関する処分をする権限を除く。」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(所得税法の「部改正」)

2 所得税法(昭和二十二年法律第

二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(十)及び別表第四第一号(一)中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に、「及び医療手当」を「医療手当及び援護手当」に改める。

(国有鉄道運賃法の一部改正)

4 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「政令の定める身体障害者」を「身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者及び政令で定めるその他の身体障害者をいう。）」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

5 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被

爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十号の二を次のように改める。

二十の二 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)の定めるところにより、医療機関を指定し、医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに障害年金を受ける権利を裁定すること。

第九條第三号の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二十九條第一項の表中原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議会(厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の援護に関する重要事項を調査審議すること。）」に改める。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第七号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

第七十二條の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第

四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

第二百九十二條第一項第七号中「常況にある者」の下に「原子爆弾被爆者援護法第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている被爆者」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「法律第七十三号」の下に「及び原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法(昭和三十三年法律百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(国民年金法の一部改正)

10 国民年金法(昭和三十四年法律百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)に基づき障害年金第七條第二項第四号中「支給事由とする給付」の下に「及び同条

同項第七号に掲げる給付」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

11 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

十六 原子爆弾被爆者援護法(昭和三十三年法律第四十一号)に基づき障害年金

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約六十億円の見込みである。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
一、職業安定法等の一部を改正する法律案(衆)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「取得した者」の下に「及び第三項第六号に掲げる者」を加え、同項に次の一号を加える。

四 もとの陸軍又は海軍の指揮

監督のもとに前三号に掲げる者の業務と同様の業務にもつばら従事する南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社）に關する件（明治三十九年勅令第四百二十二号）に基づいて設立された会社をいう。）の職員及び政令で定めるこれに準ずる者

第二条第二項中「みなす」を「みなし、同項第四号に掲げる者で、同号に規定する勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていたものは、その抑留されていた間に限り、同号に該当するものとみなす」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

六 戦地に準ずる地域（以下「準戦地」という。）における勤務（政令で定める勤務を除く。）に従事するもの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

第一条に次の一項を加える。
第三項第六号に規定する準戦地の区域及びその区域が準戦地であつた期間は、政令で定める。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 前条第一項第四号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後期間を定めないので、又は一箇月以上の期間を定めて事変地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていた期間（以下「抑留期間」という。）

第三条第二項中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

第四条第二項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改め、同条第三項中「軍人軍属」の下に「（第二項第一項第四号に掲げる者を除く。）」を、「復員」の下に「（帰還を含む。）」を加え、同条第四項第一号中「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第二項第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者とみなされる者が抑留期間内に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合、ただし、厚生大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかつたものと同視することを相当と認めるときに限る。

第四条第四項第二号中「疾病にかかつた場合」を「疾病にかかつた場合」に改め、ただし書を削る。

第二十三條第一項第三号中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改め、同条第二項中「通じて五年間に限り、」を削る。
第二十五條第三項中「次の各号」を「第一項各号」に改め、各号を削る。

第二十九條第三号中「第三項各号」を「第一項各号」に改める。

第三十條第三項中「始める」を「始め、権利が消滅した日の属する月で終わる」に改め、同条第五項を削る。

第三十一條第四号中「これらの者が準軍属又は準軍属であつた者の遺族であるときは、同条第三項各号」を削る。

第三十四條第二項ただし書及び第三項ただし書中「二年」を「二年」に、「三年」を「六年」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した準軍属又は準軍属であつた者（昭和十六年十一月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十四條第六項から第八項までを削る。
第三十七條第一項中「第五項から第七項まで」を「第五項」に改める。

第四十九條の次に次の一条を加える。
（政令への委任）

第四十九條の二 第二條第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三條第二項、第四條第五項又は第三十四條第二項第一号の規定に基づく政令の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は

弔慰金（以下本条において「障害年金等」という。）を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをすることができ。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（療養手当の支給）

第二十四條の二 厚生大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて第十八條の規定による療養の給付（前條の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者（以下「長期入院患者」という。）に対し、その者の申請により、療養手当を支給する。

2 療養手当の月額は、二千元とし、毎月、その月分を支払うものとする。

3 療養手当の支給は、長期入院患者が、療養手当の支給の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が長期入院患者でなくなつた日の属する月で終わる。

4 長期入院患者が、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金

たる給付を受けることができる場合には、当該年金たる給付を受けることができる期間、その支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

第二十五條中「（前條の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十八條中「及び障害一時金」を並びに療養手当及び障害一時金に改める。

第三十條中「療養の給付等」を「療養の給付及び障害一時金の支給」に改める。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第三条 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

（未帰還者とみなす者）

第十三條の二 次に掲げる者であつて未帰還者でないものは、この法律（前條を除く。）の適用については、未帰還者とみなす。ただし、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

一 中国本土、フィリピン諸島その他の政令で定める地域内においてそれぞれ当該地域ごとに政令で定める日以後生存していたと認められる資料があるが、諸般の事情からみてすでに死亡していると推測される者（昭和二十年九月二日以後自己の意思により帰還しなかつたと認められる者及び同日以後において自己の意思

第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八条第

三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、同法第十一号第二号、第二十九号第二号、第三十六号第一項第一号及び第三十八号第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、同法第十三号第一項及び第三十号第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、同法第二十五号第一項、第三十六号第二項及び第三十八号第三号中「昭和二十七年四月二日」とあ

るのは「昭和三十八年十月二

と、同法第三十六条第一項第二号

中「同年四月二日」とあるのは「昭和三十一年十月二日」とする。

この法律による遺族援護法第二條、第四條第四項第二号、第二十五條第三項及び第三十四條の規定の改正により準軍屬たるによる障

と、「昭和二十八年四月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、「昭和二十八年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」とする。
 （遺族援護法第二十三条第二項の改正に伴う経過措置）

害年金、遺族給与金又は準軍属若

第三条 次の各号に掲ぐる者に支給

しくは準軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用

する遺族年金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三項及び第四項、第二十三條第三項第三号並びに第二十五條第三項中「昭和三十四年一月一日」とある場合には、同法第七條

一 次順位者として遺族給与金を受けるべき者で、第一条の規定の施行の際現に遺族援護法第二十五条第五項の規定により先順

るのは「昭和三十八年十月一日」と、同法第十一条第三号及び第二十九条第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十

位者としての遺族給与金の支給を受けているもの

二 第一条の規定の施行の際現に遺族給与金を受ける権利を有す

十八年九月三十日」と、同法第十三条第二項及び第三十条第三項中「昭和三十四年一月」とあるのは

る者で、この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により他に同一の事由による先順位者

としての遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるに至つたもの

三 第一条の規定の施行の際現に遺族給与金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二十五条第三項の規定の改正により他に同順位者としての遺族給与金の支給を受ける権利を有する者があるに至つたもの

(遺族援護法第二十五条第三項の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による遺族援護法第二十五条第三項の規定の改正により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者で、他に同順位者として現に遺族給与金を受ける権利を有する者があるものは、当該現に遺族給与金を受ける権利を有する者がその権利を有する間は、その者の後順位者とみなす。

(遺族援護法第三十四条の改正に伴う経過措置)

第五条 死亡した者の死亡に關しこの法律による改正前の遺族援護法第三十四条第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した者がある場合における当該死亡した者に係る準軍属又は準軍属であつた者の遺族たるにより弔慰金の支給については、なお従前の例による。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二条の規定の施行の際この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第二十四条の第二項に規定する長期入院患者(以下

「長期入院患者」という。)に該当する者又は第二条の規定の施行の日から起算して三箇月以内に長期入院患者に該当するに至つた者が、同条の規定の施行の日から起算して四箇月以内に同項の規定により療養手当の支給の申請をしたときは、これらの者に対する療養手当の支給は、この法律による改正後の同法第二十四条の第二項の規定にかかわらず、それぞれ第二条の規定の施行の日の属する月又はその者が長期入院患者に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六條第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項」を加え、「第三十六條第一号」を「第三十六條第一項第一号」に、「及び第三十八條第三号」を「第三十六條第二項及び第三十八條第三号」に改める。

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第三十四条第五項から第七項まで」を「第三十四条第五項」に改める。
附則第十三項中「第三十六條第二号」を「第三十六條第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並び

に第二項を加え、「第三十六條第一号」を「第三十六條第一項第一号」に、「及び第三十八條第三号」を「第三十六條第二項及び第三十八條第三号」に改め、「昭和二十八年四月二日」との下に、「第三十六條第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とを加える。

職業安定法等の一部を改正する法律案

職業安定法等の一部を改正する法律案

(職業安定法の一部改正)

第一条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。
(都道府県知事の権限)
第七条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、職業紹介、職業指導、失業保険その他この法律の目的を達成するため必要な業務を行なう。

第八条第一項を次のように改め、同条第四項中「労働大臣がこれを定める」を「条例で定める」に改め、同条第二項を削る。
前条の都道府県知事の業務を行なうため、都道府県に、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。
第九条を次のように改める。
第九条 削除
第十二条第一項中「中央職業安定審議会及び」を「労働省に中央職業安定審議会を、都道府県に」に

改め、同条第二項中「前項に規定する職業安定審議会の外、」を削り、同条第三項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会は、都道府県知事の諮問に、」に改め、同条第七項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会の委員は、都道府県知事がこれを命じ、」に改め、同条第十項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同条第十二項中「命令」を「命令又は条例」に改める。

第十九条の二中「又は公共職業安定所長」を削る。
第四十九条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。
第五十八条第二項中「当該都道府県内」を「当該都道府県」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四款 公共職業安定所(第十八条・第十九条)」を「第四款 削除」に改める。

第十三条第一項の表中「地方職業安定審議会」を「地方職業安定審議会及び」に改める。
都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。
第十四条中「公共職業安定所」を削る。
第二章第三節第四款を次のように改める。

第四款 削除
第十八条及び第十九条 削除
第二十二條の表の本省の項中「三、七二人」を「九、八八五人」に、同表の合計の項中「三、九三九人」を「二〇、一〇二人」に改める。
(地方自治法の一部改正)
第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
附則第八條中「政令で定める事務」を「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の施行に關する事務」に改める。

別表第五第一号中 検定所			
公共職業安定所	検定所	計量法第八十六條の規定による計量器の検定に關する事務	都道府県の定める区域による。
職業紹介、職業指導、失業保険その他同法の目的を達成するために必要な事務	職業安定法第七條の規定による	条例で定める区域による。	に改める。

私立学校審議会

私立學校法第九條の規定による私立大學以外學校及私立各種學校の設備等並びにこれらの學校を設置する法人の學立等についての審議並びにこれらの學校に關する重要事項についての都道府県校に對する建議に關する事務

地方職 業安定 審議會	私立学 校審議 会
-------------------	-----------------

私立学校法第九條の規定による私立大学以外の
私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれ
らの学校を設置する法人の設立等について審議
及びこれらに對する建議に関する事項について
の都道府県知事に対する建議に関する事務

に改める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(公共職業安定所に関する経過規定)

2 この法律の施行前に、職業安定法、失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）、身体障害者雇用促進法（昭和三十一年法律第二百三十三号）、雇用促

進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）又はこれらに基づく命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長の行なつた認定、決定、命令その他の処分は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつたこの法律による改正後の公共職業安定所又は公共職業安定所

長の行なつた認定、決定、命令その他の処分とみなす。

3 この法律の施行前に、前項に規定する法律又は命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつたこの法律による改正後の公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続とみなす。

4 この法律の施行の際現に公共職業安定所の業務の用に供せられてゐる国有の財産のうち、引き続き都道府県が設置する公共職業安定所の業務の用に供する必要があるものは、あらかじめ国と都道府県との間において協議するところに基つき、当該都道府県に無償で譲渡し、又は使用させることができるものとする。

(従前の地方事務官等に関する経過規定)

5 この法律の施行の際現に、地方自治法附則第八条に規定する職員であつて健康保険法（大正十一年法律第七十号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）及び船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）並びに国民年金法（昭和十四年法律第四百十一号）及び国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の施行に関する事務（以下この項において「健康保険等に関する事務」という。）に従事するもの（社会保険審査官の職にある者を除く。）若しくは職業安定法、失業保険法及び失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の施行に関する事務（以下この項において「職業安定等に関する事務」という。）に従事するもの（失業保険審査官の職にある者を除く。）又は公共職業安定所の業務に従事する職員である者（以下「地方事務官等」という。）は、別に辞命を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ健康保険等に関する事務若しくは職業安定等に関する事務に従事する都道府県の職員又はこの法律により当該都道府県に設置される公共職業安定所の業務に従事する都道府県の職員となるものとする。

6 この法律の施行の際現に地方事

7 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたもので、現に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又はこの法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行なうこととなるときは、当該都道府県知事が懲戒処分を行なうものとする。

8 この法律の施行前に地方事務官等に対して行なわれた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果とるべき措置に関しては、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対しては、国家公務員等退職手当法の規定による退職手当は、支給し

ない。この場合において、当該都

るものとする。

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(失業保険法の一部改正)

失業保険法の一部を次のように改正する。

第五十一条、第五十三条第十号及び第五十四条第三号中「当該官吏」を当該職員に改める。

(地方財政法の一部改正)

地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 公共職業安定所に要する経費

(緊急失業対策法の一部改正)

緊急失業対策法の一部を次のように改正する。

第十八条中「公共職業安定所長は、」を「公共職業安定所長は都道府県知事に對し、当該都道府県知事は」に改める。

第二十二條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

14 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員」を「厚生省の職員」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

15 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（任命）
第三条 審査官は、労働省の職員のうちから労働大臣が任命する。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過規定）

16 この法律の施行の際現に社会保険審査官又は失業保険審査官の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ、厚生省又は労働省の職員となり、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官を命ぜられたものとみなす。

17 この法律の施行前に社会保険審査官又は失業保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会

保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は労働保険審査官が行なつた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

（厚生省設置法の一部改正）

18 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表の本省の項中「四九、〇六四人」を「四九、一六三人」に、同表の合計の項中「四九、六三三人」を「四九、七三二人」に改める。

二月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、最低賃金法の一部を改正する法律案（村尾重雄君発議）

一、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案（村尾重雄君発議）

最低賃金法の一部を改正する法律案

最低賃金法の一部を改正する法律案

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業若しくは」を「産業、事業若しくは」に改める。

第二条中「類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力」を「及び類似の労働者の賃金」に改める。第九条から第十六条までを次のように改める。

（労働協約に基づく地域の最低賃金）

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の大部分の合意による申請があつたときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の議決を経て、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（業者間協定に基づく最低賃金）
第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該業者間協定における賃金の最低額に関する定めが適当であると認めた場合に限り、その定めに基づき、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該最低賃金が適当であると認めた場合に限り、これらの最低賃金に基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（異議の申出）
第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条又は前条第三項の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならぬ。

2 第九条又は前条第三項に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約又は最低賃金の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に労働大臣又は都道府県労働基準局長に異議を申し出ることができる。

る同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約又は最低賃金の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に労働大臣又は都道府県労働基準局長に異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第九条又は前条第三項の規定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条又は前条第三項の規定による申出があつたときは、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業場について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

（最低賃金の改正等）
第十一条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低賃金の改正等）
第十一条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低賃金審議会の勧告に基づく最低賃金)

第十二条 最低賃金審議会は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため最低賃金の決定又は改正をすることが適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低賃金の決定又は改正について勧告をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による勧告を受けたときは、その意見を尊重して、すみやかに最低賃金の決定又は改正その他の必要な措置をとらなければならない。

(中央最低賃金審議会の勧告に基づく全国的統一最低賃金)

第十三条 中央最低賃金審議会は、毎年四月に、全国に適用される統一最低賃金の決定又は改正をすることが可能かつ適当であると認める一定の産業、事業又は職業について、労働大臣に対し、その額を明示して、最低賃金の決定又は改正を行なうべき旨の勧告をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、労働大臣が前項の規定による勧告を受けた場合について準用する。

(職権による最低賃金の改正等)

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条、第十条、第十二条又は前条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低賃金の改正

又は廃止の決定をすることができる。

(労働者の請求による調査)

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域の労働者がその百人以上の合意により当該産業、事業、職業又は地域について最低賃金の決定のための調査をすべきことを請求したときは、当該請求に係る産業、事業、職業又は地域の労働者の全部及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金を決定することが適当であるかどうかを調査しなければならない。

(職権により決定する最低賃金)

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるとき又は前条の規定による調査の結果必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があることを認めるときは、同項の規定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(再審議の請求)

第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条、第十条、第十四条第一項若しくは第三項、第十四条若しくは前条又は第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による最低賃金審議会の議決又は

勧告がなされた場合において、その議決又は勧告により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めることができる。

第十七条第二項中「第十条、第十一条及び前条第一項」を「第九条、第十条第三項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十六条第一項」に改める。

第十八条中「第九条第一項、第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条第一項若しくは第三項」に、「業者間協定又は労働協約」を「労働協約又は業者間協定」に改める。

第二十条を次のように改める。

(職権により決定する最低工賃)

第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、当該家内労働者及びこれに係る委託者に適用する最低工賃の決定をすることができる。

(最低賃金審議会の勧告に基づく最低工賃)

第二十条の二 最低賃金審議会は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため最低工賃を決定することが適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低工賃の決定について勧告をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の勧告を受けたとき

は、その勧告を尊重して、すみやかに最低工賃の決定その他の必要な措置をとらなければならない。

(最低工賃の改正等)

第二十条の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第二十条又は前条第二項の規定による最低工賃について、これらの最低工賃の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第二項の規定による最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低工賃の改正又は廃止の決定をすることができる。

(再審議の請求に関する規定の準用)

第二十条の四 第十六条の二の規定は、第二十条、第二十条の二第二項又は前条の規定について準用する。

第二十二條第一項中「当該最低賃金」を「当該家内労働者同一又は類似の業務に従事する労働者の賃金水準」に改める。

第二十三條第三項中「第六條」を「第六條及び第七條」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七條中「第五條とあるのは」「第二十三條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第二十九條第一項を次のように改める。

労働者を代表する委員は関係労働組合の推薦に基づいて、使用者を代表する委員は関係使用者団体

の推薦に基づいて、公益を代表する委員は労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の同意を得て、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

第三十一條第一項中「必要に應じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 最低賃金審議会は、次の各号に掲げる場合には、専門部会を置かなければならない。

一 第十条第一項若しくは第三項若しくは第十六條第一項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十条の規定による最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。

二 第十二條第二項若しくは第十三條第二項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十条の二第二項の規定による最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なおうとするとき。

第三十一條第三項中「専門部会」を「最低賃金に關して置かれる専門部会」に改め、同条第四項中「前項に規定する委員のほか」を「政令で定めるところにより」に改める。

第三十六條第一項中「第九條第一項及び第二項、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條第一項及び第二項並びに第二十條第一項及び第三項」を「第九條、第十條第一項及び第三項、第十一條の二、第十二條第二項、第十四條、第十五條及び第十六條並びに第二十條、第二十

第六九二号 昭和三十八年二月四日
受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 大阪市天王寺区国分町
一七四 東村英太郎
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じ
である。

第六九三号 昭和三十八年二月四日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 大分県安芸郡日出町
安芸元親外九千三百三名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七〇四号 昭和三十八年二月五日
受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路本
町二ノ五五五 福崎吉
蔵
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じ
である。

第八二二号 昭和三十八年二月七日
受理
医業類似行為の制度化に関する請願
請願者 山口県萩市唐樋町 岡
崎武一
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じ
である。

第六三三三号 昭和三十八年二月一日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 東京都港区赤坂榎町五
古川恵伸外一千五百
七十六名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六三六号 昭和三十八年二月一日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 大分県安芸郡日出町
安芸元親外九千三百三名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六三七号 昭和三十八年二月一日
受理
人命尊重に関する請願(七十五通)
請願者 長崎県西彼杵郡西海村
瀬川水之浦 辻尾エツ
子外二千六百十四名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六五〇号 昭和三十八年二月二日
受理
人命尊重に関する請願(十通)
請願者 山形市三日町四二三
安藤弘子外七十名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六九四号 昭和三十八年二月四日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 京都市左京区岡崎東天
王町三九生長の家白鳩
会京都府連合会内 斎
藤寿美外一万二千二百
十五名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六九五号 昭和三十八年二月四日
受理
人命尊重に関する請願(七通)
請願者 山梨県中巨摩郡玉穂村
下成島 有泉角三外二
百六十名
紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六九六号 昭和三十八年二月四日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 福岡県大牟田市吉野内
山 吉武タケ外一万四
千七百六十四名
紹介議員 釧木 亨弘君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七五〇号 昭和三十八年二月五日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 鹿児島県国分市国分
三、五九五 牧之良江
外百九十名
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七五二号 昭和三十八年二月五日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 奈良市法蓮山添町 桜
井せい外九千九百二十
名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七六一号 昭和三十八年二月六日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 秋田市保戸野金砂町
鎌田克子外千三十二名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七六二号 昭和三十八年二月六日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 茨城県日立市宮田町大
下五ノ三 草野とめ子
外四千五百二十三名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七七九号 昭和三十八年二月七日
受理
失業対策事業打ち切り反対等に関する請
願
請願者 東京都品川区大井寺下
町一、四〇〇 田坂和
子外百九十四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じ
である。

第六八八号 昭和三十八年二月四日
受理
元南満洲鉄道株式会社職員中特殊業務
に従事し、死亡した者等に対し、軍属
として戦傷病者戦没者遺族等援護法適
用に関する請願
請願者 福井県勝山市下元禄九
ノ九 梅田義昭
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第四七〇号と同じ
である。

第六八九号 昭和三十八年二月四日
受理
戦傷病者のための単独法制定に関する
請願
請願者 岐阜市青柳町五丁目財
団法人岐阜県傷痍軍人
会内 北村賢一外一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一六号と同じで
ある。

第七七九号 昭和三十八年二月七日
受理
失業対策事業打ち切り反対等に関する請
願
請願者 東京都品川区大井寺下
町一、四〇〇 田坂和
子外百九十四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じ
である。

第六三三三号 昭和三十八年二月一日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 東京都港区赤坂榎町五
古川恵伸外一千五百
七十六名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第六三三三号 昭和三十八年二月一日
受理
人命尊重に関する請願
請願者 東京都港区赤坂榎町五
古川恵伸外一千五百
七十六名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第五八三号と同じ
である。

第七七九号 昭和三十八年二月七日
受理
失業対策事業打ち切り反対等に関する請
願
請願者 東京都品川区大井寺下
町一、四〇〇 田坂和
子外百九十四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じ
である。

第七八〇号 昭和三十八年二月七日
受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀五

一三 菊地弥七外百七十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第七八一号 昭和三十八年二月七日
受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀一

八三 平岡繁雄外百二十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第七八二号 昭和三十八年二月七日
受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀三

六〇都営アパート二ノ二二三 押木忠雄外百九十一名

紹介議員 鈴木 市藏君

この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第七八三号 昭和三十八年二月七日
受理

業務上の災害による外傷性せき腫障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の

給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎町

五、七七五東京労災病院脊損患者療友会内

小田道雄外五十一名

紹介議員 鈴木 市藏君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第七九五号 昭和三十八年二月七日
受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 栃木県佐野市小中町

林秀治外二十一一名

紹介議員 野坂 参三君

清掃事業改善のための国家予算を大幅に増額するとともに、清掃法の改正を行なわれないとの請願。

第七部

社会労働委員会会議録第四号

昭和三十八年二月十九日

【参議院】

昭和三十八年二月二十七日印刷

昭和三十八年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局